電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち、 第一種指定電気通信設備との接続に係る事項*に対する 再意見提出者の一覧

(受付順、敬称略)

	再意見提出者(計 12 件)				
受付	再意見受付日	再意見提出者	代表者	氏名等	
1	平成 29 年 11 月 15 日	中部テレコミュニケーション 株式会社	代表取締役社長	山本 賢	
2	平成 29 年 11 月 15 日	BBIX株式会社	専務取締役兼COO	福智 道一	
3	平成 29 年 11 月 15 日	日本ネットワークイネイブラー 株式会社	代表取締役社長	石田 慶樹	
4	平成 29 年 11 月 15 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司	
5	平成 29 年 11 月 15 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼CEO	宮内 謙	
6	平成 29 年 11 月 15 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之	
7	平成 29 年 11 月 15 日	EditNet株式会社	代表取締役	野口 尚志	
8	平成 29 年 11 月 15 日	インターネットマルチフィード 株式会社	代表取締役副社長	外山 勝保	
9	平成 29 年 11 月 15 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊	
10	平成 29 年 11 月 15 日	株式会社クロノス	代表取締役社長	今野 仁史	
11	平成 29 年 11 月 15 日	一般社団法人日本インターネット プロバイダー協会	会長	会田 容弘	
12	平成 29 年 11 月 15 日	個人	_	_	

※ 本改正案のうち、以下の省令案等。

- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)の一部を改正する省令案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の一部を改正する省令案(附則の改正部分は除く。)
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成9年郵政省令第91号)の一部を改正する省令案
- ・ 平成 13 年総務省告示第 243 号(電気通信事業法第 33 条第1項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の2第1項の規定に基づき電気通信設備を指定する件)の一部を改正する告示案

再意見書

2017年11月15日

総務省総合通信基盤局料金サービス課 御中

郵便番号 460-0008

住 所 愛知県名古屋市中区錦一丁目8番8号

ちゅうぶてれこみゅにけーしょんかぶしきがいしゃ 名 中部テレコミュニケーション株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう やまもと たかし 代表取締役社長 山本 賢

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

このたびは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり、当社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

該当箇所意見

NGN 関係機能の見直し (機能の新設・廃止) (改正接続料規則第4条の表)

【KDDI株式会社】

本改正案は、「接続料の単位となる『機能』を 概ね設備ごとに設定し、異なる事業者がNGN の同じ設備を同じように利用した場合のコストの 同等性・透明性を確保する」という「接続料の算 定に関する研究会第一次報告書」(以下、 「第一次報告書」という。)の考え方を踏まえた 改正であることから、本改正案に賛同いたしま す。

なお、旧IGS接続機能に係る接続料(本改正 案における「端末系ルータ交換機能」「音声パケット変換機能」「一般中継系ルータ交換伝送機 能」「SIPサーバ機能」及び「優先パケット識別 機能」)については、現在、NTT東・西と接 続事業者間において、接続料の精算を「通信 回数」及び「通信時間(秒)」を単位として精 算しています。各接続事業者の事業者間精算 システムは、「通信回数」及び「通信時間

(秒)」での精算を前提とした機能しかないため、当該機能における接続料設定単位については留意が必要です。

例えば、当該機能の接続料設定単位については、データ利用の場合と音声利用の場合で同等の接続料負担となるように、実績等による換算値を用いた上で、複数の単位を設定することが必要になると考えます。

(例)接続料の設定単位:円/秒(通信時

KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社の意見に賛同します。

現在の音声アクセスチャージの接続料設定単位である「通信回数」と「通信時間(秒)」から、例えば通信量(Mbps)単位のアクセスチャージに変更になると現状の精算システムでの精算業務ができなくなる可能性があるため、接続事業者の精算に影響が出ないような措置を講じる必要があると考えます。

間)又は円/Mbit (通信量)

※換算値が1秒=200kbpsの場合で、通信 量による接続料設定が0.1円/Mbitの場合、設 定される接続料は、0.02円/秒 又は0.1円 /Mbit

【ソフトバンク株式会社】

NGN の同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が確保されると考えるため、改正案に賛同します。

今後、改正内容に基づき、東日本電信電話株 式会社殿及び日本電信電話株式会社殿(以 下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)が NGN 接続料の申請を行うことになりますが、そ の際は、特定の利用形態に不当に費用が寄せ られることがないよう、費用の発生態様に合わせ たコストドライバが設定されるべきと考えます。 また、本改正のように接続料の設定単位が変 更になる場合、接続事業者の精算に影響が出 ないような措置を講じることが適当と考えます。 例えば、現在1 回+1 秒ごとで設定されている IGS 接続機能相当の機能の接続料設定単 位が、仮に本改正に伴い変更になる場合、 NTT東西殿の接続料申請の際に、併せて回数 単位+秒単位の接続料を提示する等により、 ひかり電話への接続の精算に影響が出ないよう にすることが適切と考えます。

再意見書

平成 29 年 11 月 15 日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 殿

郵便番号 105-7317 (ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし 住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

(ふりがな) ぴーぴーあいえつくすかぶしきがいしゃ 氏 名 BBIX株式会社

せんむとりしまりゃくけんしーおーおー ふくち みちかず 専務取締役兼COO 福智 道一

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所		提出された意見	再意見
		5.3. (2.1.1.1.2.5)	
(2)接続料の	東日本電信電話株	【エッジルータ交換機能】	IPoE接続ゲートウェイルータの費用を実際に利用
設定方法に関する	式会社	・ 既に接続約款に規定している網改造料の機能	する事業者が個別負担するという NTT 東西殿の意見に
見直し	西日本電信電話株	に係る装置(IPoE接続のゲートウェイルータ等)	賛同致します。
①NGN 関係機能の	式会社	のように、実際に利用する事業者の個別要望に基づ	IPoE接続ゲートウェイルータの網使用料化について
見直し		き、当該事業者が要望する場所に新たに装置を設置	は、PPPoE網終端装置の増設同様、トラヒックベース
		等するものについては、それぞれの装置の費用を実際	での増設が出来なくなった場合のユーザへの不利益を考慮
		に利用する事業者に個別負担いただく必要があると考	すべきと考えます。
		えます。	また、IPoE接続ゲートウェイルータの接続用ポート
		・ そのため、当該装置については、別に告示で定め	の小容量化については、小容量化による既存の VNE 事
		ることにより、今般の省令案に定めるエッジルータ交換	業者に対する追加費用、及び、ゲートウェイルータ利用効
		機能の対象設備である特定エッジルータから除外いた	率低下がないように対処するべきです。
		だく必要があると考えます。	加えて既存の VNE 事業者の事業領域に影響が無い
			よう考慮すべきと考えます。
			なお、網使用料化により既存 VNE 事業者が今まで網
			改造料により負担してきた費用に対する不公平感を拭え
			ません。
			最後に、今回の NGN に関する議論が「接続料金」主
			導で進んでいる事に対して懸念しております。

将来のインターネットのあるべき姿を「サービス・最新のテ
クノロジーによるネットワーク構成」の観点からも議論し、そ
の将来に対し現在の施策はどうあるべきか議論する必要が
あると考えております。

以上

再 意 見 書

平成 29 年 11 月 15 日

総務省総合通信基盤局料金サービス課 御中

郵便番号 100-0004

とうきょうと ちよだく おおてまち

住所 東京都千代田区大手町一丁目8番1号

にほんねっとわーくいねいぶらーかぶしきがいしゃ

氏名 日本ネットワークイネイブラー株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう いしだ よしき

代表取締役社長 石田 慶樹

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当箇所 意見

〇第一種指定電気通信設備接続料規則

【エッジルータ交換機能】

既に接続約款に規定している網改造料の機能に係る装置(IPoE 接続のゲートウェイルータ等)のように、実際に利用する事業者の個別要望に基づき、当該事業者が要望する場所に新たに装置を設置等するものについては、それぞれの装置の費用を実際に利用する事業者に個別負担いただく必要があると考えます。

そのため、当該装置については、別に告示で定めることにより、今般の省令案に定めるエッジルータ交換機能の対象設備である特定エッジルータから除外いただく必要があると考えます。

【東日本電信電話株式会社·西日本電信電話株式会社】

本意見に賛成いたします。

IPOE 接続のゲートウェイルータにおいては、すべて接続事業者が網改造料として負担し、かつ接続事業者の判断で増設が可能です。しかしながら、エッジルータに含まれた場合には、接続事業者側の判断に基づいた柔軟な増設等が制限されることとなり、輻輳の発生など品質低下を招くこととなります。

さらに、IPoE 接続のゲートウェイルータの小容量の 1Gbps や 100Mbps といった接続用ポートを新たに設けることや、IPoE 接続のゲートウェイルータを県単位でPOI を設けることが検討されておりますが、反対いたします。これらは料金や制度面からの検討にとどまっており、技術的な実現性や妥当性、さらにはコスト面においても最終利用者の需要に鑑みて過重な負担を強いる可能性の有無の十分な検証、そもそも誰が増分コストを負担すべきかについての検討がなされておりません。

再意見書

平成 29 年 11 月 15 日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 KDDI株式会社

たいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

該当箇所

弊計意見

(1)第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化

以下の点を踏まえると、NGNにボトルネック性があるとは認められないことから、ネットワークの高度化を妨げたり、また、サービス創造等の新たな価値創造の芽を摘んだり、ビジネス変革による市場拡大に向けた取組みの妨げにならないよう、NGNを第一種指定電気通信設備規制の対象から除外していただきたいと考えます。

- 他事業者は、ルータ・S I Pサーバ等の局内装置を自ら設置し、自ら 敷設するアクセス回線、あるいは当社がオープン化して提供するダーク ファイバ等を利用して、それぞれ独自の I P通信網を構築していること
- アクセス回線のボトルネック性に起因する影響はダークファイバ等のアクセス回線のオープン化によりNGNとは遮断されていることから、NGNは他事業者が固定ブロードバンドサービスを提供する上で必要不可欠な設備とはなっていないこと
- I P網への移行後は、N G Nを含む各社の I P網は原則二者間の 直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークを繋ぎ合う こととなるため、I P網への移行によりメタル回線がN G N に収容され ることになっても、N G Nへの他事業者の依存性が強まることにはなら ないこと

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

NTT 東・西の NGN の県内通信に係る設備は、ボトルネック性を有する光アクセス回線(加入者回線の設備シェアで 77%(※1))と一体として設置される設備であり、当該設備との接続が、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠であって、また、利用者利便の確保の観点からも不可欠であることから、現在、第一種指定電気通信設備に指定されております。

現状においても、NGNで提供されるNTT東・西のOABJ-IP電話は、OABJ-IP電話市場において54.4%という高いシェア(※2)を有しておりますが、PSTNからIP網への移行に伴い、NGNはボトルネック設備であるメタル回線(加入者回線の設備シェアで99.8%(※1))と一体として設置される設備にもなることから、その不可欠性や基幹的な通信網としての性格が増々強まることになります(固定電話の契約数におけるNTT東・西の加入電話及びOABJ-IP電話の合計の事業者シェアは69.8%(※2))。

すなわち、IP 網への移行後は、NTT 東・西が、NGN 内で 7 割の着信を完結できる(他事業者着は 3 割のみ)一方、他事業者は、NTT 東・西に 7 割もの着信を依存せざるを得ず、物理的な接続形態が対称だからといって、決して対等な関係であるとは言えません。巨大なシェアを持つ事業者(ドミナント事業者)とそれ以外の事業者との間には、交渉力や市場への影響力の差等があり、公正な競争を確保するためには、引き続き、第一種指定電気通信設備の規律適用が必要であると考えます。

- (※1)「接続料の算定に関する研究会 第一次報告書」P.5「(4)加入者回線の設備シェア」より
- (※2)総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公

表」(平成29年度第1四半期(6月末))より。NTT東・西のシェアには、サービス卸も含む。

(2)接続料の設定方法に関する見直し

①NGN 関係機能の見直し(機能の新設・廃止)(改正接続料規則第4条の表)

今後、改正内容に基づき、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT東西殿」といいます。)が NGN 接続料の申請を行うことになりますが、その際は、特定の利用形態に不当に費用が寄せられることがないよう、費用の発生態様に合わせたコストドライバが設定されるべきと考えます。

また、本改正のように接続料の設定単位が変更になる場合、接続事業者の精算に影響が出ないような措置を講じることが適当と考えます。例えば、現在1回+1秒ごとで設定されているIGS接続機能相当の機能の接続料設定単位が、仮に本改正に伴い変更になる場合、NTT東西殿の接続料申請の際に、併せて回数単位+秒単位の接続料を提示する等により、ひかり電話への接続の精算に影響が出ないようにすることが適切と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

左記ソフトバンクの意見のとおり、旧IGS接続機能に係る接続料(本改正案における「端末系ルータ交換機能」「音声パケット変換機能」「一般中継系ルータ交換伝送機能」「SIPサーバ機能」及び「優先パケット識別機能」)については、現在、NTT東・西と接続事業者間において、接続料の精算を「通信回数」及び「通信時間(秒)」を単位として精算しています。各接続事業者の事業者間精算システムは、「通信回数」及び「通信時間(秒)」での精算を前提とした機能しかないため、当該機能における接続料設定単位については、例えば、データ利用の場合と音声利用の場合で同等の接続料負担となるように、実績等による換算値を用いた上で、複数の単位を設定することが必要です。

(例)接続料の設定単位:円/秒(通信時間)又は円/Mbit(通信量) ※換算値が1秒=200kbpsの場合で、通信量による接続料設定が0.1 円/Mbitの場合、設定される接続料は、0.02円/秒 又は 0.1円/Mbit 同じ設備を利用する場合のコストの同等性・透明性を確保するために、 今般の省令改正案に定める機能ごとの接続料設定単位を統一した場 合、現行の接続料設定単位から変更となる機能が生じることとなり、当社 のみならず接続事業者における事業者間精算システムの開発等を伴うお それがあります。

例えば、現行省令に定められた「関門交換機接続ルーティング伝送機能」については、現在、通信回数と通信時間を単位とした接続料を設定し、十数社との間で、事業者間精算システムを用いた精算を行っています。仮に、今般の省令改正を受けて、現行の「関門交換機接続ルーティング伝送機能」を構成する「端末系ルータ交換機能」、「音声パケット変換機能」、「一般中継系ルータ交換伝送機能」、「SIPサーバ機能」のうち、1つの機能だけでも新たな単位(パケット単位等)で精算を行うこととなった場合には、新たに事業者間精算システムの開発や事業者間での精算方法の見直しが必須となります。

(略)

省令改正案に定める単体設備ごとに分解した機能の接続料の設定単位(パケット単位等)が、実際に適用される現行の接続機能と同様の形態での接続料の設定単位(秒単位等)と異なることとなった場合には、接続事業者は省令改正案に定める機能の接続料を基に自らが負担する金額を見積もれないこととなることから、必ずしも予見性の向上にも繋がらないばかりか、却って分かりづらくなるものと考えます。

【東日本電信電話株式会社·西日本電信電話株式会社】

接続約款は、接続事業者が利用する接続機能に係る利用条件等を 定めるものであり、実際に接続事業者が利用できる形態で規定する必要 があると考えます。今般の省令改正案に定める機能のように、それ単独で 上述のように、実績等による換算値を用いた複数の接続料設定単位を設定することにより、NTT 東・西、接続事業者双方において、従来とおりの「通信回数」及び「通信時間(秒)」での事業者間精算が可能となることから、左記 NTT 東・西の意見にあるような「事業者間精算システムの開発等を伴うおそれ」や「接続事業者自らが負担する金額を見積もれないといった懸念」は不要であると考えます。

例えば、PSTNの「中継伝送共用機能」はこれ単体では機能せず、「中継交換機能」、「中継交換機回線対応部共用機能」、「加入者交換機回線対応部共用機能」「加入者交換機に」といった機能と組み合わせて IC 接続として機能します

は事業者が利用できない形態で接続約款に規定することはできないと考えます。

(略)

以上を踏まえれば、今般の省令改正案に定める機能については、複数 の設備を組み合わせた現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨 を接続約款に規定する必要があると考えます。

【東日本電信電話株式会社·西日本電信電話株式会社】

が、他機能同様、「中継伝送共用機能」についても接続機能として接続料等の利用条件が定められております。

具体的には、「中継伝送共用機能」は、第一種指定電気通信設備接続料規則第四条で定める機能の内容(※)を踏まえ、接続約款において"加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社(NTT東・西)及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能"との説明が付されており、当該説明及び接続約款で定



める標準的な接続箇所の規定(第五条)により、接続事業者は、「中継伝送共 用機能」を「加入者交換機能」「中継交換機能」等とあわせて利用することを判断 することができます。

こうした PSTN の例を踏まえれば、NTT 東・西の意見にあるように、新たに現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨を接続約款に規定することまでせずとも、現行の標準的な接続箇所の規定及び本改正案(第一種指定電気通信設備接続料規則第四条)で定める機能の内容を踏まえた説明を接続約款に付すことで十分ではないかと考えます。

(※)第一種指定加入者交換機と第一種指定中継交換機との間に設置される第一種指定中継系伝送路設備等(第一種指定中継系伝送路設備等の両端に対向して設置される伝送装置等を含む。)により通信を伝送する機能(特定の電気通信事業者に係る通信を専ら伝送する機能を除く。)

今般の省令改正案の目的が、接続料の単位となる「機能」を概ね設備 ごとに設定することで、同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等 性・透明性を確保することであるとするならば、現行接続料の算定根拠に おいても設備ごとの単位コストを把握することは可能であり、今般の省令改 正をするまでもなく、当該目的は達成できていると考えます。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

現行接続料の算定根拠では、例えば、IGS 接続機能における中継ルータの単位コスト(H29年度 NTT 東日本の場合: 0.0005033 円/秒)や優先パケットルーティング伝送機能における中継ルータの単位コスト(H29年度 NTT 東日本の場合: 0.024170 円/Mbit)のように、接続機能毎に、帯域換算係数によって重みづけされて配賦されたコストを用いて、当該接続機能の接続料設定単位(円/秒や円/Mbit等)における単位コストは把握することができますが、中継ルータそのものの単位コストを統一的に把握することはできません。

そのため、NGN において新たな接続・機能を利用しようと思っても、当該接続・機能における接続料水準の想定が困難であり、予見性に係る課題がありましたが、本改正によって、接続料の単位となる『機能』が概ね設備ごとに設定され、異なる事業者が NGN の同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が確保されることから、そのような予見性に係る課題もあわせて解決されると考えます。

(2)接続料の設定方法に関する見直し

②価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法について規定(改正接続料規則第14条の2)

今回の改正案には、「(第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く)」という記載がありますが、価格圧搾による不当競争を回避することが目的であることを踏まえれば、第三条ただし書の規定については限定的・例外的に運用することが基本であると考えます。具体的には、接続料の水準を最も低いものとなるように設定した上でも、接続料や利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものとならざるをえない場合等に、第三条ただし書の規定を厳格に限定して頂くようお願いします。

【ソフトバンク株式会社】

省令案において、価格圧搾のおそれがある場合の対処として、自己資本 利益率を調整し、接続料の水準を抑制するような措置を採ることができると されていますが、そうした措置では適正な設備コストの確保ができず、投資 第一種指定電気通信設備接続料規則第三条ただし書の規定は、特別な理由がある場合の例外規定であることから、左記ソフトバンクの意見のように、価格圧搾のおそれがある場合の接続料における対処としては、本改正案のとおり、接続料を適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定されることが一義的には望まれる対応であると考えます。

インセンティブも削がれることになるため、当社としては、そのような措置を選択することは考えておりません。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

(3)接続約款記載事項の見直し

①県間通信用設備との接続(特定接続)に関する手続(第2項第1号の2)

指定設備と一体的に利用されるものである県間通信用設備との接続について、その手続に関する事項を約款記載事項とするとともに、指定設備に関する記載事項と一体的に記載すべき、とする改正内容に賛同します。

なお、昨年アンバンドルされた優先転送機能を利用するため、弊社では NTT 東西殿と NGN の県間伝送路に係る協議を重ねていますが、NTT 東西殿から県間伝送路接続料の提示があった本年 5 月以来、5 か月 以上経った現時点においても合意に至っていません。

当該協議の難航は、NTT 東西殿から提示のあった県間伝送路接続料と弊社の考える適正な県間伝送路接続料(弊社が NGN 県間伝送路を構築した場合のコストを試算し算定)との間に大きな開きがあることが要因です。NTT 東西殿が現在提示している情報では、これ以上の検証は限界と考えており、総務省殿が NGN 県間伝送路接続料の検証を行い、透明性・適正性を確保することが必要と考えます。

また、マイグレーション後は、ひかり電話と接続するに当たり、NGN の県間伝送路を不可避的に利用することになり、多くの接続事業者が弊社同様の問題意識を有し、協議を行うことが想定されます。しかしながら、交渉にリソースを割くことができない場合や県間のネットワーク構築のノウハウが十分にない場合、検証を行うことすら困難なため、その観点からも、県間伝送路のコスト算定透明化・適正化は必須と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

将来的に電話網の PSTN 網から IP 網への移行において利用される可

本改正案は、県間通信用設備との接続に関する手続が明確化され、県間通信設備との円滑な接続が確保されるものであることから、左記意見同様に、賛同いたします。

また、PSTNマイグレーション後は、NGNがボトルネック性を有するメタル・光アクセス回線と一体設置の巨大設備となり、かつ、県間伝送路を不可避的に利用せざるを得なくなること、また、そのような状況下で、NGNの県間通信用設備が、NTT東・西の自由裁量でコスト如何に関わらず接続料を決定し得る状況では、公正競争の確保が困難なことから、左記意見のとおり、県間通信用設備が第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要である点を十分に考慮し、第一種指定電気通信設備と同等に適正性・公平性・透明性が確保されている必要があると考えます。

具体的には、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要という観点で、例えば、コロケーションについては、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項(電気通信事業法第三十三条第四項第一号木)に指定され、その手続きや標準的期間のみならず、利用に関して他事業者が負担すべき金額についても記載することが、接続約款の認可条件となっております。

第一次報告書で、「POIが限定されていることもあり、地域のNGNとの接続において不可避的に経由せざるを得ないNGNの県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であることは明白」と示されたとおり、NGNの県間通信用設備については、第一種指定

能性がある機能であるため、接続約款記載事項を拡充することについて、 賛同いたします。 電気通信設備との接続を円滑に行うために必要不可欠な設備であり、コロケーション同等の対応が必要になると考えます。

【中部テレコミュニケーション株式会社】

(3)接続約款記載事項の見直し

②エッジルータの増設に当たっての基本的な事項(第2項第1号の3)

改正内容に賛同します。

(略) また、NTT 東西殿は当該接続メニューの提案で本件の対応を 完了とせず、接続事業者から新たな要望があれば真摯に協議を行うべきと 考えます。

【ソフトバンク株式会社】

左記意見のとおり、網終端装置を自由に増設できる接続約款メニューを設定して完了ではなく、今後も1ユーザあたりの利用トラヒックが増加することが予想されることから、引き続き、時代の流れに見合った提供メニュー・増設基準等を検討することが必要です。検討にあたっては、第一次報告書の主な意見に記載のある通り、

- ・増設基準をセッション数からトラヒックベースに見直す要望
- ・増設基準(セッション数)の上限値が更に小さい網終端装置の要望
- ・1Gbps 以上の網終端装置の新設の要望

といった ISP 事業者からの要望を考慮して検討する必要があると考えます。

(3)接続約款記載事項の見直し

③コロケーションが困難な場合の代替措置(いわゆる「バーチャルコロケーション」等)(第2項第2号チ)

当社としては、スペースの空きがないビルにおけるコロケーションの代替措置として、当社の円滑な設備保守運用に支障を生じさせない等の範囲内で、当社が設置している架の空き棚に他事業者装置を設置することを可能とする手続きを接続約款に定める考えです。

【東日本電信電話株式会社·西日本電信電話株式会社】

NTT 東・西のコロケーションは、接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続してサービスを展開する上で不可欠であり、コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実現しない場合にはその代替措置の確保が必要です。

具体的には、接続事業者のサービス提供に利用する機器をNTT東・西において設置、管理等を行う手続・金額・条件を接続約款記載事項とすることが必要であることから、左記意見のとおり、「NTT東・西が設置している架の空き棚に他事業者装置を設置することを可能とする手続きを接続約款に定める」との意見に賛同します。

(3)接続約款記載事項の見直し

④NGN のネットワーク管理方針に関する事項(第2項第10号の2)	
改正内容に賛同します。	NGN のネットワーク管理方針に関する事項について、第一次報告書に記載され
【ソフトバンク株式会社】	た「ネットワーク管理方針の透明性の確保」「ネットワーク管理方針の公平性・適正
	性の確保」「指定設備管理部門における情報管理」の内容が盛り込まれており、こ
	れらを接続約款記載事項とすることによって公正な競争環境が確保されることが期
	待されることから、左記意見同様に、本改正案に賛同いたします。

以上

再意見書

平成 29 年 11 月 15 日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317 (ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんばし 住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせて頂きますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見提出者	提出された意見	再意見
(1) 第一種指定電気	東日本電信電話株式	【第一種指定電気通信設備の範囲】	NGN は、ボトルネック性を有するアクセス回線と一体とし
通信設備の指定	会社	・今般の省令改正案の改正概要に、「指定設備	て設置される設備であり、NGNとの接続は接続事業者の
に関する規定の明	西日本電信電話株式	(第一種指定電気通信設備)の実質的な範囲	事業展開にとって不可欠です。PSTN マイグレーション後
確化	会社	は現時点で変更なし」と記載されているとおり、N G	は、ボトルネック性を有するメタル回線も NGN に収容さ
①第一種指定		Nはボトルネック設備であるアクセス回線と一体的に	れることから、平成 29 年 9 月の「接続料の算定に関する
電気通信設備		構築されている等の理由から、引き続き第一種指	研究会第一次報告書」(以下、「一次報告書」といいま
の指定に関する		定電気通信設備規制が課されるとされています。	す。)において示されている通り、今後 NGN の重要性・基
規定の明確化		・しかしながら、以下の点を踏まえると、NGNにボト	幹的役割が一層強まることは明らかです。
		ルネック性があるとは認められないことから、ネットワー	また、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信
		クの高度化を妨げたり、また、サービス創造等の新た	電話株式会社殿(以下、併せて「NTT東西殿」といいま
		な価値創造の芽を摘んだり、ビジネス変革による市	す。)は、「アクセス回線の開放」をもって NGN の第一種指
		場拡大に向けた取組みの妨げにならないよう、N G	定電気通信設備規制からの除外を主張していますが、一
		Nを第一種指定電気通信設備規制の対象から除	次報告書(案)に対する研究会考え方においても、「アクセ
		外していただきたいと考えます。	ス回線に直接接続することのみにより(略)NGN 利用者か
		- 他事業者は、ルータ・SIPサーバ等の局内装	らの発着信のカバーを各電気通信事業者が行うことは非
		置を自ら設置し、自ら敷設するアクセス回線、あ	現実的であり、アクセス回線開放をもって NGN に第一種
		るいは当社がオープン化して提供するダークファイ	指定電気通信設備に係る接続ルールが不要と論じる意
		バ等を利用して、それぞれ独自のIP通信網を	見には説得力がない」と示されている通り、一種指定設備
		構築していること	から NGN を除外する理由にはならないと考えます。
		- アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は	加えて、そもそも NTT 東西殿が主張するアクセス回線
		ダークファイバ等のアクセス回線のオープン化により	の開放についても、接続による光サービスへの参入事業者

NGNとは遮断されていることから、NGNは他 が増えていない状況に鑑みると、十分に進んでいない認識 であり、実効的な設備開放をより一層進める必要があると 事業者が固定ブロードバンドサービスを提供する 上で必要不可欠な設備とはなっていないこと 考えます。 I P網への移行後は、N G Nを含む各社の I P網は原則二者間の直接接続となり、お互いに 対称・対等な関係でネットワークを繋ぎ合うことと なるため、IP網への移行によりメタル回線がN GNに収容されることになっても、NGNへの他 事業者の依存性が強まることにはならないこと 【県間通信用設備に係る手続き】 NGN の第一種指定電気通信設備との接続において、 NGN の県間設備の利用が不可避的であり、その接続条 ・県間通信用設備は、多くの事業者が自ら敷設して おり、それを持たない事業者もビジネスベースで自由 件は、NGNとの円滑な接続を確保する上で重要であるこ に調達を行っていること、現に当社も殆どの県間通 とは一次報告書でも示され、研究会の共通認識として合 信用設備を他事業者から調達していること等を踏ま 意されており、それを踏まえ、県間設備に係る手続について えると、当社としては、県間通信用設備に不可欠性 は第一種指定電気通信設備と同様のルールとし、第一種 がないことは明らかであると考えており、今般の省令・ 指定電気通信設備の接続約款に統一的に記載すること 告示改正案において、県間通信用設備を第一種 とされたところです。 指定電気通信設備としないとされていることは適切と そのような状況の中で、NGN の県間通信用設備に不 考えます。また、接続料の算定に関する研究会にお 可欠性がないと断ずることは適当ではなく、NGN の県間 いて、NGNの県間通信用設備に関して「更に検 通信用設備に係る適下性・公平性・透明性の検証は不 証を行っていく必要がある」とされていますが、今後、 可欠と考えます。 県間通信用設備の不可欠性を検証する際には、 全事業者の県間通信用設備の設備保有量や、接 続事業者における代替的な県間通信用設備の調 達可能性に着目した検証を行っていただく必要があ

具間通
これま
に基づ
て第一
妾続約
えます
基本と
申し込
OUT.
接続約款に記載された機能をどのように利用するかは
での利 接続事業者の自由であり、NTT 東西殿により不当に制
と協議 限されることがあってはならないと考えます。
に、必 また、NTT 東西殿が主張されるひかり電話の精算への
冷改正 影響については、KDDI 株式会社殿が主張するとおり、換
算値を用いて複数の単位を設定すれば対処可能であり、
D機能 省令を改正しない理由にはあたらないと考えます。
の組み 弊社は、現行の NGN の縦割り機能設定では、同じ設
能を単 備を同じように使用した場合の機能間のコスト負担に係る
では機 同等性が保たれないと考えることから、省令改正案は適当
したがしと考えます。
収容ル
中継ル
云送機

能」を設けたからといって、新たな接続が技術的に可能となるものではありません。

- ・接続約款は、接続事業者が利用する接続機能に係る利用条件等を定めるものであり、実際に接続事業者が利用できる形態で規定する必要があると考えます。今般の省令改正案に定める機能のように、それ単独では事業者が利用できない形態で接続約款に規定することはできないと考えます。
- ・また、同じ設備を利用する場合のコストの同等性・透明性を確保するために、今般の省令改正案に定める機能ごとの接続料設定単位を統一した場合、現行の接続料設定単位から変更となる機能が生じることとなり、当社のみならず接続事業者における事業者間精算システムの開発等を伴うおそれがあります。

例えば、現行省令に定められた「関門交換機接続ルーティング伝送機能」については、現在、通信回数と通信時間を単位とした接続料を設定し、十数社との間で、事業者間精算システムを用いた精算を行っています。仮に、今般の省令改正を受けて、現行の「関門交換機接続ルーティング伝送機能」を構成する「端末系ルータ交換機能」、「音声パケット変換機能」、「一般中継系ルータ交

換伝送機能」、「SIPサーバ機能」のうち、 1 つの機能だけでも新たな単位(パケット単位等)で精算を行うこととなった場合には、 新たに事業者間精算システムの開発や事業 者間での精算方法の見直しが必須となります。

- ・以上を踏まえれば、今般の省令改正案に定める機能については、複数の設備を組み合わせた現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨を接続約款に規定する必要があると考えます。
- ・また、今般の省令改正案の目的が、接続料の単位となる「機能」を概ね設備ごとに設定することで、同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保することであるとするならば、現行接続料の算定根拠においても設備ごとの単位コストを把握することは可能であり、今般の省令改正をするまでもなく、当該目的は達成できていると考えます。
- ・上述した理由により、省令改正案に定める単体設備ごとに分解した機能の接続料の設定単位(パケット単位等)が、実際に適用される現行の接続機能と同様の形態での接続料の設定単位(秒単位等)と異なることとなった場合には、接続事業者は省令改正案に定める機能の接続料を基に自らが負担する金額を見積もれないこととなることから、必ずし

Г	Į.	
	:	も予見性の向上にも繋がらないばかりか、却って分か
		りづらくなるものと考えます。
	[]	エッジルータ交換機能】
	•]	既に接続約款に規定している網改造料の機能に係
		る装置(IPoE接続のゲートウェイルータ等)の
		ように、実際に利用する事業者の個別要望に基づ
	;	き、当該事業者が要望する場所に新たに装置を設
	j	置等するものについては、それぞれの装置の費用を
	;	実際に利用する事業者に個別負担いただく必要が
	;	あると考えます。
		そのため、当該装置については、別に告示で定めるこ
		とにより、今般の省令案に定めるエッジルータ交換機
	ī	能の対象設備である特定エッジルータから除外いた
	-	だく必要があると考えます。
KDDI 树	法式会社	なお、旧 IGS 接続機能に係る接続料(本改正案
	(2)	おける「端末系ルータ交換機能」「音声パケット変換
	機	能」「一般中継系ルータ交換伝送機能」「SIP サー
	八	「機能」及び「優先パケット識別機能」)については、
	現	現在、NTT 東・西と接続事業者間において、接続料
	<i>σ</i> :	精算を「通信回数」及び「通信時間(秒)」を単位
	کا	して精算しています。各接続事業者の事業者間精
	算	システムは、「通信回数」及び「通信時間(秒)」
	で	の精算を前提とした機能しかないため、当該機能に
	お	ける接続料設定単位については留意が必要です。

		例えば、当該機能の接続料設定単位については、	
		データ利用の場合と音声利用の場合で同等の接続料	
		負担となるように、実績等による換算値を用いた上で、	
		複数の単位を設定することが必要になると考えます。	
		(例)接続料の設定単位:円/秒(通信時	
		間)又は円/Mbit(通信量)	
		※換算値が1秒=200kbpsの場合で、通信量に	
		よる接続料設定が 0.1 円/Mbit の場合、設定される	
		接続料は、0.02円/秒 又は 0.1円/Mbit	
(2) 接続料の設定方	中部テレコミュニケーシ	○ 接続料水準に関しましては、適正性を確保する必	中部テレコミュニケーション株式会社殿及び KDDI 株式
法に関する見直し	ョン株式会社	要があると考えておりますので、接続料水準の設定	会社殿の意見に賛同します。
② 価格圧搾によ		に関する規定について賛同いたします。また、総務	競争事業者にとっての公正競争条件が確保されるため
る不当競争を		省におかれましては、N T T 東日本及びN T T 西	に、利用者料金の水準と接続料水準が適正であるかの検
回避するための		日本において価格圧搾の恐れがある場合、接続料	証が徹底されるべきと考えます。
接続料水準の		水準を下げる等の対応をして頂き規定の趣旨が徹	
設定方法につ		底されるよう、注視していただく必要があると考えま	
いて規定		す。	
	KDDI 株式会社	接続料と利用者料金との関係の検証について、第	
		一次報告書を踏まえ、次の 3 点が盛り込まれた改定	
		であるため、賛同いたします。	
		(1) 利用者料金との関係により不当競争性を判	
		断する旨の明確化。	
		(2) 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用	
		される場合はその接続料も上記関係の判断に	
		おいて考慮すべきことの明定。	

(3) 利用者料金など他の原因により不当競争性 の排除が困難な場合については、接続料は適 正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設 定することを規定。

特に(2)「県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定」は、NTT東・西が、PSTNマイグレーション後のメタルIP電話において県間通話も含めて提供することを表明しており、仮に活用業務を用いて当該通話を提供する場合でも、当該措置が講じられることで、NTT東・西が設定する利用者料金の水準と接続料水準が適正であるかの検証が行われ、競争事業者にとっての公正競争条件が確保されるものと考えます。

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式 会社

【スタックテスト】

- ・省令案において、価格圧搾のおそれがある場合の対処として、自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制するような措置を採ることができるとされていますが、そうした措置では適正な設備コストの確保ができず、投資インセンティブも削がれることになるため、当社としては、そのような措置を選択することは考えておりません。
- ・なお、利用者料金と接続料との比較において、価格 圧搾のおそれがあって不当な競争を引き起こすもの であるという判断には、明確な根拠が示されることが

第一種指定電気通信設備接続料規則(以下、「一種接続料規則」といいます。)第12条3項において、自己資本利益率は、「期待自己資本利益率の過去三年間(略)の平均値又は他産業における主要企業の過去五年間の平均自己資本利益率のいずれか低い方を上限とした合理的な値とする」と定められており、上限値から合理的な自己資本利益率を設定するための調整が一種接続料規則上認められています。そのため、価格圧搾のおそれがある場合の対処として、自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制する措置を採ることは、一種接続料規則に則った適正な措置であり、制度上の選択肢として適

		必要であると考えます。	切なものであることから、NTT 東西殿が「そのような措置を
			選択することは考えておりません」と一方的に断定するのは
			不適切です。
			また、自己資本利益率の調整が投資インセンティブを削
			ぐことになるか否かは、投資状況の実態及び将来の見込
			みを見た上で適正に判断すべきことであり、自己資本利益
			率の調整が直ちに投資インセンティブを削ぐことになるわけ
			ではないと考えます。
(3) 接続約款載事項	東日本電信電話株式	【第一種指定電気通信設備の範囲】	先述のとおり、NGN の県間設備との接続条件が円滑
の見直し	会社	・県間通信用設備は、多くの事業者が自ら敷設して	な接続にとって重要であることは研究会の共通認識です。
① 県間通信用設	西日本電信電話株式	おり、それを持たない事業者もビジネスベースで自由	その共通認識に基づき、手続きについては第一種指定電
備との接続に関	会社	に調達を行っていること、現に当社も殆どの県間通	気通信設備と同様のルールとすることとされています。県間
する手続き		信用設備を他事業者から調達していること等を踏ま	設備に係る接続料についても、適正性・公平性・透明性
		えると、県間通信用設備に不可欠性がないことは明	の確保は必要であるとの共通認識のもと、現時点では
		らかであり、今般の省令・告示改正案において、県	NTT 東西殿に取組を依頼し、取組状況を注視する、とさ
		間通信用設備を第一種指定電気通信設備としな	れているところです。
		いとされていることは適切であると考えます。	しかしながら、優先転送機能に係る県間伝送路につい
		・また、今般の省令改正案において、デジタル加入者	て NTT 東西殿と 5 か月以上協議を重ねてきた弊社の経
		回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線	験からは、事業者による検証には限界があるため、総務省
		信号分離装置が第一種指定電気通信設備の対	殿が検証を行い、透明性・適正性を確保することが必要と
		象から除外されることは適当であり、今後同様に、接	考えます。
		続事業者が自前設備を用いてサービス提供し、現	
		在、接続事業者による当社設備の利用実績がない	
		設備については第一種指定電気通信設備の対象	
		から除外していただく必要があると考えます。	

(3)	接続約款載事項
	の見直し

② エッジルータの 西日を 増設に当たって 会社 の基本的な事 項

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式

【網終端装置の増設基準】

- ・「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書 (案) に対する意見でも述べたとおり、当社は、網 終端装置の提供メニューについて、これまで新たな接 続メニューを提供する場合には、その都度、接続事 業者向けホームページに具体的な提供条件等を掲 載するとともに、当該ホームページの情報に更新があ った旨を全協定事業者に対してメール周知する等、 情報開示の公平性や透明性に配意した対応を行っ てまいりましたが、周知内容が十分に認知されていな かった実態があったという指摘を踏まえ、網終端装置 に係る増設基準や費用負担額を含めた情報を平 成 29 年 6 月 26 日に接続事業者向けホームペ ージで開示するとともに、一覧表から過去の周知資 料が検索できるようにする等の対応を行いました。当 社としては、今後も当該ホームページにおける情報 開示内容の充実を図っていく考えです。
- ・当社は、網終端装置の接続メニューについて、大容量化や増設基準のセッション数の柔軟化等、メニューの多様化を図ってきたところですが、平成 29 年10月30日に接続事業者に周知したとおり、接続事業者の要望を踏まえ、今般、増設に係る費用を接続事業者に個別に負担いただくことで、接続事業者が網終端装置を自由に増設できる接続メニューを設定することとしました。

本年 10 月 30 日に、NTT 東西殿から接続事業者に対し、網終端装置の接続メニューが開示されました。当該メニューの設定自体は、これまでと比較した場合の NTT 東西殿の取り組みとしては一定の評価ができるものと考えており、接続料の算定に関する研究会における議論が有意義であったこと及びフォローアップでの引き続きの注視が不可欠であることの証左であると考えます。

一方で、弊社では、網終端装置の台数を増やさずにインタフェースの帯域を増やすことで網終端装置輻輳への対策とする案等、接続事業者にとってより効率的な輻輳対策も取り得ると考えており、接続事業者から要望があればNTT東西殿は実現性の検討について真摯に対応していくべきと考えます。

		・以上のとおり、当社として、これまでも情報開示内容	
		を充実してきたこと、今後、自由に増設できる接続メ	
		ニューを設定することを踏まえれば、改めて接続約款	
		に網終端装置の増設に係る基準を規定しなくても	
		足りると考えます。しかしながら、接続約款に記載が	
		必要ということであれば、当該基本的な事項を規定	
		する考えです。	
(3) 接続約款載事項	KDDI 株式会社	NTT 東・西のコロケーションは、接続事業者が第	KDDI 株式会社殿の意見に賛同します。
の見直し		一種指定電気通信設備と接続してサービスを展開す	コロケーションが困難な場合の代替措置(いわゆる「バー
③ コロケーションが		る上で不可欠であり、コロケーションが技術的な理由	チャルコロケーション」等)の実施に当たり、接続事業者が設
困難な場合の		又は空間の制約により実現しない場合にはその代替	置を希望する装置やその仕様が過度に制限されることがな
代替措置(い		措置の確保が必要です。	いよう留意する必要があると考えます。
わゆる「バーチャ		具体的には、接続事業者のサービス提供に利用す	
ルコロケーショ		る機器を NTT 東・西において設置、管理等を行う	
ン」等)(電		手続・金額・条件を接続約款記載事項とすることが必	
気通信事業法		要であり、本改正案はそれを規定するものであることか	
施行規則 第		ら賛同いたします。	
23 条の 4 第		なお、コロケーションが確保できない場合の代替措	
2 項第 2 号		置としては、第一次報告書に記載のあるとおり、接続	
チ)		事業者のサービス提供に利用する機器を設置すること	
		が一義的に求められる対応であり、改正案の「又は」	
		以下の規定である「他事業者が接続に必要な装置に	
		代わる装置の設置を可能とする措置」のみ(例えば、	
		接続事業者が用意する装置の設置は許容されず、	
		NTT 東・西が必要な装置を用意し、当該装置の利	

		用のみしか許容されないルール等を想定)に限定して	
		適用されることがないよう留意が必要です。	
	東日本電信電話株式	【コロケーション代替措置】	NTT 東西殿が設置している架の空き棚に接続事業者
	会社	・これまで当社は、当社設備の集約を積極的に進め	の装置を設置することを可能とする手続きを接続約款に定
	西日本電信電話株式	ることにより、他事業者が架を設置するスペースの空	めるという NTT 東西殿のご意見に賛同します。また、コロ
	会社	きがないビルにおいて、スペースの開放に努めてまいり	ケーションが困難な場合の代替措置としてこれ以外の方法
		ましたが、それでもなおスペースの空きがないビルは一	がある場合についても、必要に応じて当該措置の適用につ
		定程度存在しています。	いての手続きを定める必要があると考えます。
		・こうした状況を鑑み、当社としては、スペースの空きが	
		ないビルにおけるコロケーションの代替措置として、当	
		社の円滑な設備保守運用に支障を生じさせない等	
		の範囲内で、当社が設置している架の空き棚に他	
		事業者装置を設置することを可能とする手続きを接	
		続約款に定める考えです。	
(3) 接続約款記載事	中部テレコミュニケーシ	○ネットワーク管理に当たり指定設備事業者が他事	中部テレコミュニケーション株式会社殿の意見に賛同し
項の見直し	ョン株式会社	業者に情報を求める場合は、なぜその情報が必要	ます。NGN のネットワーク管理に際し、又は NGN との新
④ NGN のネットワ		なのか他事業者に伝えることについても考慮が必要	たな接続に際し、NTT 東西殿から接続事業者に対し、サ
- ク管理方針		であると考えます。	ービスの中身等、ネットワーク管理や接続の検討に必要の
に関する事項			ない情報を要望することがないようにすべきと考えます。

以上

再意見書

東経企営第17-137号 平成29年11月15日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく

住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号 (ふりがな) ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

区分
N G N 関係機能の 見直し(機能の新 設・廃止)(改正接 続料規則第4条の 表)

他事業者意見

設備ごとの網機能の単位コストを明確にすることによりNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が確保されると考えるため、改正案に賛同します。

今後、改正内容に基づき、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)がNGN接続料の申請を行うことになりますが、その際は、特定の利用形態に不当に費用が寄せられることがないよう、費用の発生態様に合わせたコストドライバが設定されるべきと考えます。

また、本改正のように接続料の設定単位が変更になる場合、接続事業者の精算に影響が出ないような措置を講じることが適当と考えます。例えば、現在 1 回+1 秒ごとで設定されている IGS 接続機能相当の機能の接続料設定単位が、仮に本改正に伴い変更になる場合、NTT 東西殿の接続料申請の際に、併せて回数単位+秒単位の接続料を提示する等により、ひかり電話への接続の精算に影響が出ないようにすることが適切と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

本改正案は、「接続料の単位となる『機能』を概ね設備ごとに設定し、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保する」という「接続料の算定に関する研究会第一次報告書」(以下、「第一次報告書」という。)の考え方を踏まえた改正であることから、本改正案に賛同いたします。

なお、旧 IGS 接続機能に係る接続料(本改正案における「端末ルータ交換機能」「音声パケット変換機能」「一般中継系ルータ交換伝送機能」「SIPサーバ機能」及び「優先パケット識別機能」)については、現在、NTT東・西と接続事業者間において、接続料の精算を「通信回数」及び「通信時間(秒)」を単位として精算しています。各接続事業者の事業者間精算システムは、「通信回数」及び「通信時間(秒)」での精算を前提とした機能しかないため、当該

当社意見

・「設備ごとの網機能の単位コストを明確にすることによりNGNの 同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が 確保されると考えるため、改正案に賛同」

(ソフトバンク殿)

「「接続料の単位となる『機能』を概ね設備ごとに設定し、異なる 事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの 同等性・透明性を確保する」という「接続料の算定に関する研究 会第一次報告書」(以下、「第一次報告書」という。)の考え方を踏 まえた改正であることから、本改正案に賛同」

(KDDI殿)

と総論では替同のご意見が示されている一方で、

「接続料の設定単位が変更になる場合、接続事業者の精算に影響が出ないような措置を講じることが適当」

(ソフトバンク殿)

「各接続事業者の事業者間精算システムは、「通信回数」及び「通信時間(秒)」での精算を前提とした機能しかないため、当該機能における接続料設定単位については留意が必要」

(KDDI殿)

とのご意見が示されています。

当該ご意見のとおり、今般の省令改正案に定める機能ごとに接続料設定単位を統一した場合には、現行の接続料設定単位を変更しなければならない機能が生じることとなり、当社及び接続事業者において事業者間精算システムの開発等を伴うことになります。

したがって、今般の省令改正案に定める機能は、それ単独では事業者が利用できない形態であり、複数の設備を組み合わせた現行の接続機能と同一の形態でのみ利用できるものであるという観点、また、事業者間精算システムの開発等といった事態が生じないようにするためには、現在の接続機能と同一の料金設定単位を維持する必要があるという観点から、当該接続機能については、現行の省令に定められている接続機能と同一の形態・料金設定単

区分	他事業者意見	当社意見
	機能における接続料設定単位については留意が必要です。 例えば、当該機能の接続料設定単位については、データ利等の	位になるよう組み合わせて適用される必要がある旨を今般の省令 改正にあたって規定いただくことが適当であると考えます。
	例えば、当該機能の接続料設定単位については、データ利等の場合と音声利用の場合で同等の接続料負担となるように、実績等による換算値を用いた上で、複数の単位を設定することが必要になると考えます。 (例)接続料の設定単位:円/秒(通信時間)又は円/Mbit(通信量) ※換算値が1秒=200kbpsの場合で、通信量による接続料設定が0.1円/Mbitの場合、設定される接続料は、0.02円/秒又は0.1円/Mbit 【KDDI株式会社】	
		と考えます。

Ε.Λ.	儿士业业大量	WH # B
区分	他事業者意見	当社意見
価格圧搾による不 当競争を回避する ための接続料水準 の設定方法につい て規定(改正接続 料規則第 14 条の 2)	接続料水準に関しましては、適正性を確保する必要があると考えておりますので、接続料水準の設定に関する規定について賛同いたします。また、総務省におかれましては、NTT東日本及びNTT西日本において価格圧搾の恐れがある場合、接続料水準を下げる等の対応をして頂き規定の趣旨が徹底されるよう、注視していただく必要があると考えます。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	・中部テレコミュニケーションズ殿のご意見について、当社としては、利用者料金と接続料との比較において、価格圧搾のおそれがあって不当な競争を引き起こすものであると判断される場合には、不当性等に関する明確な根拠が行政より示される必要があると考えます。また、当社としては、価格圧搾のおそれがあって不当な競争を引き起こすものであるか否かについては、当社の利用者料金と接続料との比較だけで検証・判断できるものではなく、検証対象となるサービスについて事業者間で実質的な競争が行われているか、他事業者サービスの提供状況や利用者料金等を踏まえても不当と言い得るかといった観点から検証いただく必要があると考えます。
	価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法につきましては、今回の改正案に加え、接続料の水準を最も低いものとなるように設定する方法を、一次報告書にご記載頂いている通り、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」に例示する等、指針を明記しておくことが重要と考えます。 また、今回の改正案には、「(第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く)」という記載がありますが、価格圧搾による不当競争を回避することが目的であることを踏まえれば、第三条ただし書の規定については限定的・例外的に運用することが基本であると考えます。具体的には、接続料の水準を最も低いものとなるように設定した上でも、接続料や利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものとならざるをえない場合等に、第三条ただし書の規定を厳格に限定して頂くようお願いします。【ソフトバンク株式会社】	・ソフトバンク殿の「接続料の水準を最も低いものとなるように設定した上でも、接続料や利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものとならざるをえない場合等に、第三条ただし書の規定を厳格に限定して頂くようお願いします」とのご意見について、当社としては、接続料や利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものとなる場合の対処として、接続料の水準を最も低いものとなるよう設定することを義務付けることは、接続機能の提供に伴って必要となる最低限の投資コストが回収できないまま接続機能の提供を強いることに等しく、採り得ないと考えます。

- n	N + * + + =	44.1 左 □
区分	他事業者意見	当社意見
	接続料と利用者料金との関係の検証について、第一次報告書を	・KDDI殿の「NTT東・西が、PSTN マイグレーション後のメタル
	踏まえ、次の 3 点が盛り込まれた改定であるため、賛同いたしま	IP 電話において県間通話も含めて提供することを表明しており、
	す。 (4) TIPT ****	仮に活用業務を用いて当該通話を提供する場合でも、当該措置が
	(1) 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確	講じられることで、NTT 東・西が設定する利用者料金の水準と接続
	化。	料水準が適正であるかの検証が行われ、競争事業者にとっての公
	(2) 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその	正競争条件が確保されるもの」とのご意見について、当社として
	接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。	は、PSTNからIP網への移行後は、各社のIP網は原則二社
	(3) 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場	間の直接接続となり、お互いに対等・対称な関係でネットワーク
	合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準	を繋ぎ合うこととなるため、公正競争条件の確保が必要になるの
	に設定することを規定。	は、当社だけでなく接続事業者においても同じと考えます。
	特に(2) 「県間通信用設備が指定設備と―体的に利用される場	
	合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明	
	定」は、NTT 東・西が、PSTN マイグレーション後のメタル IP 電話	
	において県間通話も含めて提供することを表明しており、仮に活	
	用業務を用いて当該通話を提供する場合でも、当該措置が講じら	
	れることで、NTT 東・西が設定する利用者料金の水準と接続料水準	
	が適正であるかの検証が行われ、競争事業者にとっての公正競争	
	条件が確保されるものと考えます。	
	【KDDI株式会社】	

区分
県間通信用設備と の接続 (特定接続)
に関する手続(改
正施行規則第23条 の4第2項第1号
<i>σ</i> 2)

他事業者意見

指定設備と一体的に利用されるものである県間通信用設備との 接続について、その手続に関する事項を約款記載事項とするとと もに、指定設備に関する記載事項と一体的に記載すべき、とする 改正内容に賛同します。

なお、昨年アンバンドルされた優先転送機能を利用するため、 弊社では NTT 東西殿とNGN の県間伝送路に係る協議を重ねて いますが、NTT 東西殿から県間伝送路接続料の提示があった本年5 月以来、5 か月以上経った現時点においても合意に至っていません。

当該協議の難航は、NTT 東西殿から提示のあった県間伝送路接 続料と弊社の考える適正な県間伝送路接続料(弊社がNGN 県間 伝送路を構築した場合のコストを試算し算定)との間に大きな開 きがあることが要因です。NTT 東西殿が現在提示している情報で は、これ以上の検証は限界と考えており、総務省殿がNGN 県間 伝送路接続料の検証を行い、透明性・適正性を確保することが必 要と考えます。

また、マイグレーション後は、ひかり電話と接続するに当たり、 NGN の県間伝送路を不可避的に利用することになり、多くの接続事業者が弊社同様の問題意識を有し、協議を行うことが想定されます。しかしながら、交渉にリソースを割くことができない場合や県間のネットワーク構築のノウハウが十分にない場合、検証を行うことすら困難なため、その観点からも、県間伝送路のコスト算定透明化・適正化は必須と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

当社意見

- ・ソフトバンク殿の「優先転送機能を利用するための県間伝送路の 接続料に係る協議」に関するご意見について、当社は、2012 年 7 月に策定・公表された「事業者間協議の円滑化に関するガイドラ イン」を踏まえ、県間伝送路接続料を提示した後、ソフトバンク 殿の求めに応じて、「県間伝送路接続料に係る算定の考え方」をお 伝えするだけでなく、数回に亘る協議等において、当社の経営に 係る情報を含めて、ソフトバンク殿にお伝えしてまいりました。 こうした情報を用いて、ソフトバンク殿が「ソフトバンク殿自身 が考える適正な県間伝送路接続料」の算定方法の精緻化を進めら れたことによって、「当社の考える適正な県間伝送路接続料」と「ソ フトバンク殿自身の考える適正な県間伝送路接続料」との間の「大 きな開き」については大幅に縮まったということを当該協議にお いて確認しております。両者の間の「開き」を更に縮めるために、 当社からソフトバンク殿に対し、「ソフトバンク殿自身の考える適正 な県間伝送路接続料」の算定方法についてお示しいただくようお願い しているところですが、これまでのところソフトバンク殿より具体的 な情報をいただけていない状況です。こうした経緯がある中、今回、 ソフトバンク殿より、「これ以上の検証は限界」と一方的に指摘されて おりますが、当社としてはそのような状況には至っていないと考えま す。以上のような対応経緯ではありますが、当社としては、ソフト バンク殿との協議の中で、双方の理解が深まるよう、今後も前向 きに取り組んでいく考えです。
- ・一方、当社の利用者がソフトバンク殿の利用者と通信を行うためには 当社のネットワークとソフトバンク殿のネットワークとの接続が必要不 可欠であるところ、ソフトバンク殿が設定する固定電話接続料の協議 においては、当社からの再三に亘る接続料算定根拠等に係る開示の 求めに対し、経営情報であることを理由として具体的な情報開示には 応じていただけておりません。その結果、当社とソフトバンク殿との間 では、ソフトバンク殿が設定する固定電話接続料の水準について8年 間も合意できない状況が継続しており、当社とソフトバンク殿の接続

区分	他事業者意見	当社意見
		料水準との格差が年々拡大しているところです。
		料水準との格差が年々拡大しているところです。 当社の県間接続料とソフトバンク殿の固定電話接続料は、非指定 電気通信設備に係る接続料という点において、お互いに同じ立場 にあることから、「事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情 報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生 じないよう留意することが適当」という「事業者間協議の円滑化 に関するガイドライン」を踏まえ、ソフトバンク殿の固定電話接 続料に係る情報についても、当社がソフトバンク殿にお示しして いる当社の県間接続料に係る情報と同等のものは提供していただ きたいと考えます。 当社としては、ガイドラインに従い、少なくとも協議事業者と同 等の情報提供を行っていく考えです。
		a commence is a contract of the contract of th

区分	他事業者意見	当社意見
エッジルータの増 設に当たっての基 本的な事項(改正 施行規則第23条の 4第2項第1号の 3)	改正内容に賛同します。 なお、本年 10 月 27 日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第8回において、NTT東西殿より網終端装置の接続メニューを提供する旨公表されましたが、メニュー設定に当たって事前に接続事業者に広く意見を聞く等は行われていません。接続事業者の要望に応えるためのメニューの設定を行うのであれば、本来、接続事業者の要望を踏まえて検討を行うべきと考えます。また、NTT東西殿は当該接続メニューの提案で本件の対応を完了とせず、接続事業者から新たな要望があれば真摯に協議を行うべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	・ソフトバンク殿の「接続事業者の要望に応えるためのメニューの設定を行うのであれば、本来、接続事業者の要望を踏まえて検討を行うべき」とのご意見について、当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般「網絡端装置を自由に増設できる接続メニュー」を提供することとしたものです。当該接続メニューについては、ソフトバンク殿がオブザーバーとして出席されていた「接続料の算定に関する研究会」でも議論されたところであり、さらに、平成29年10月24日、当社からソフトバンク殿に対し、当該メニューを提供する旨を個別説明させていただいたところです。なお、当社としては、当該メニュー以外に具体的なご要望をいただければ、今後協議させていただく考えです。
	網終端装置の輻輳は、お客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えるものであり、網終端装置の増設基準等が不当に差別的に適用されると、ISP事業者間の公平な競争環境を歪めることになることから、公正な競争環境を確保すべく、網終端装置の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項を接続約款記載事項とするとした本改正案に賛同いたします。 【KDDI株式会社】	・KDDI殿の「網終端装置の増設基準等が不当に差別的に適用されると、ISP事業者間の公平な競争環境を歪めることになる」とのご意見について、当社は、これまでも網終端装置の増設基準等に係る情報開示内容を充実し、全事業者に対し公平な取り扱いを行ってきたところであり、「公平な競争環境を歪める」事態にはなっていないものと考えますが、今般の省令改正を踏まえ、「網終端装置の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項」を第一種指定電気通信設備接続約款に規定する考えです。

【別紙】平成29年度NGN網使用料算定根拠(東日本)に基づく設備ごとの単位コストの算出方法

(1)「(別紙2)機能別原価の算定に用いたポート実績トラヒック比」より優先パケットルーティング伝送機能のポート実績トラヒック比を把握

2. 算定結果

上記の換算後ポート実績トラヒックを機能ごとに集計し、ポート実績トラヒック比を算定

機能別接続料原価は、対応するNGNの設備別原価(IIの1 収容ルータの⑤、中継ルータの⑥、伝送路(ダーケ

クタァイバ以外)の⑤、伝送路(ダークファイバ)の⑤)にポート実績トラヒック比を乗じて算定

(単位:Mbit)

		ポート実績トラヒック比			接続	 料原価(単位:百万F	9)	
	区分	(1) 中継ルータ及び 伝送路(ダーク ファイバ以外)	(2) _{※1} 収容ルータ (高速制御部の 一部以外)	(3) 伝送路 (ダ <i>ー</i> クファイバ)	(1) 中継ルータ及び 伝送路(ダーク ファイバ以外)	(2) _{※1} 収容ルータ (高速制御部の 一部以外)	(3) 伝送路 (ダークファイバ)	対応するエッジ設備
a	一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)	91.33%	99.99%	98.65%	16,624	16,500	572	①網終端装置(ISP)、②網終端装置(VPN)、③GWルータ(IPoE接続・ベストエフォート通信)、④SNI収容ルータ(ベストエフォート通信)
b.	一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)	0.06%	0.00%	0.01%	11	0	0	⑦GWルータ(ひかり電話以外の高優先通信)、⑧GWルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)
	関門交換機接続ルーティング伝送機能 (IGS接続機能)	3.79%	0.01%	1.03%	690	2	6	③メディアゲートウェイ
d. 育	一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機 :	3.34%	0.00%	0.03%	608	0	0	③GWルータ(IPoE接続・優先通信)、⑪収容ルータ(当社のひかり 電話ユーザ間等の通信相当に係るもの・優先通信)(※2)
е	上記以外※3 (接続料原価から控除)	1.48%	0.00%	0.28%	270	0	2	⑤SNI収容ルータ(地デジIP再送信)、⑥SNI収容ルータ(高優先通信)及び⑩収容ルータ(当社のひかり電話ユーザ間等の通信相当に係るもの・最優先通信/高優先通信)(※2)
f.	合計	100.00%	100.00%	100.00%	18,203	16,502	580	

^{※1} フレッツ光の加入を前提としない当社ひかり電話ユーザのトラヒック見合いを各機能へ分計

(2) 「IX. 料金設定に用いた設備数及びトラヒック」より優先転送サービスのトラヒックを把握

5. 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を用いた優先転送サービスの通信量

区分	H27年度 (実績)	H28年度	H29年度	備考
優先転送サービス	3,390,435,360	8,976,438,576	17,046,154,080	要望事業者等の需要を踏まえ、月稼動を加味して算定

^{※2} ⑪収容ルータ(当社のひかり電話ユーザ間等の通信相当に係るもの)は、メディアゲートウェイ及びGWルータ経由呼と当社のひかり電話ユーザ間の通信との通信時間比等を基に算定

^{※3} 第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担

(3) ①優先パケットルーティング伝送機能のトラヒック比(伝送路)と②優先転送サービスのトラヒックから全機能のトラヒックが推計可能(下表太枠内)

区分	ポート実績トラヒック比
△ 刀	(3)伝送路(ダークファイバ)
a.一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(収容局接続機能)	98.65%
b.一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能(中継局接続機能)	0.01%
c.関門交換機接続ルーティング伝送機能(IGS接続機能)	1.03%
d.一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能	0.03%
e.上記以外 ^{※1} (接続料原価から控除)	0.28%
f.合計	100.00%

トラヒック (Mbit)	
56,053,436,666,400	
5,682,051,360	
585,251,290,080	
17,046,154,080	
159,097,438,080	
56,820,513,600,000	

(4) 「Ⅱ. 原価の算定及び料金の設定」より設備別原価を把握

1. 設備別原価の算定

NGN

(単位:百万円)

EA	ilin sia u A		SIPサーバ	ゲートウェイ	メディア	収容ルータ			網終端装置	網終端装置	伝送路			合計
区分	収容ルータ	中継ルータ	SIP 7	ルータ	ゲートウェイ	(SNI等)	収容ル一タ (IP電話)	左記以外	(VPN)	(ISP)		ダークファイ バ以外	ダークファイ バ	百割
①設備管理運営費	15,647	11,298	7,934	54	1,154	501	145	356	4,019	19,260	5,352	4,923	429	65,219
②他人資本費用	54	40	29	0	4	2	1	1	16	73	42	36	6	259
③自己資本費用	942	697	507	3	63	32	11	22	290	1,293	735	634	101	4,562
④利益対応税	407	301	219	1	27	14	5	10	125	559	318	274	44	1,973
5合計	17,050	12,336	8,689	58	1,248	549	162	389	4,450	21,185	6,447	5,867	580	72,013



(5) ④の設備別原価を③の総トラヒックで除すことで、1Mbitあたり単価を推計。

※優先クラスごとにQoS換算係数の考慮が必要(最優先:1.20倍、高優先:1.16倍、優先:1.00倍)。

※エッジ設備は全ての機能のトラヒックが疎通するとは限らない点に留意が必要。

^{※1} 第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担

再意見書

2017年11月15日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 御中

〒158-0096

せたがやく たまがわだい 1-1-3

世田谷区玉川台 1-1-3

えでぃっとねっと かぶしきかいしゃ

EditNet 株式会社

のぐち たかし

代表取締役 野口 尚志

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見書を提出します。

(第一種指定電気通信設備の範囲について)

「・今般の省令改正案の改正概要に、『指定設備 (第一種指定電気通信設備)の実質的な範囲は現 時点で変更なし』と記載されているとおり、NG Nはボトルネック設備であるアクセス回線と一 体的に構築されている等の理由から、引き続き第 一種指定電気通信設備規制が課されるとされて います。

・しかしながら、以下の点を踏まえると、NGNにボトルネック性があるとは認められないことから、ネットワークの高度化を妨げたり、また、サービス創造等の新たな価値創造の芽を摘んだり、ビジネス変革による市場拡大に向けた取組みの妨げにならないよう、NGNを第一種指定電気通信設備規制の対象から除外していただきたいと考えます。」(NTT 西日本, NTT 東日本)

NTT 東西からは、NGN にボトルネック性がない として、NGN を第一種指定電気通信設備から外す べきであるとの意見が提出されました。

しかしながら、NGN と同様の機能や規模を備える設備を各事業者がそれぞれ設置することは現実的ではなく、 対等な競争が成立するとも思われません。むしろ NTT 東西の設備を各社が接続により利用するほうが経済合理性にかなう場合が多く、NTT 東西のいまだ非常に高いシェアは、それを反映したものとなっています。また、地方の県では9割を超えるところが珍しくないことも見過ごせません。

さらに、PSTN マイグレーションにより旧電電公 社時代からの契約まで含めた電話のトラヒック の多くが NGN を経由するようになると、今まで以 上に伝送路設備との一体性が高まり、各社にとっ て不可欠な設備となります。

フレッツ・NGNに規模の大小を問わず多数の ISP 事業者が接続し、いろいろな特長を持つサービス を競い合ってきたことは、消費者の選択肢を増やし、わが国のブロードバンド・インターネットの 普及に大きく貢献してきました。

NGN への公平な条件での接続を保証し、各社が活用できるようにすることこそ、利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に資することから、引き続き NGN を第一種指定電気通信設備とすることが適切です。

接続料の設定方法について (NGN の「機能」について)

「この度のNGN等の設備を指定するための規定を明確化すること及び接続料の単位となる「機能」を、概ね設備ごとに設定することに賛同いたします。」(CTC)

「設備ごとの網機能の単位コストを明確にする ことにより NGN の同じ設備を同じように利□し 各接続事業者の意見にある通り、接続料の算定単位となる「機能」を、概ね接続事業者が使った設備に対応させることは、費用の公平負担や透明性の向上のために適切と考えます。

NTT 東西が懸念される(1)1台で複数の機能を提供 している設備 (2)複数の設備の組み合わせで実 た場合のコストの同等性・透明性が確保されると 考えるため、改正案に賛同します。」(ソフトバン ク)

「本改正案は、『接続料の単位となる『機能』を概ね設備ごとに設定し、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利□した場合のコストの同等性・透明性を確保する』という『接続料の算定に関する研究会第□次報告書』(以下、『第□次報告書』という。)の考え□を踏まえた改正であることから、本改正案に賛同いたします。」(KDDI)

「・当社としては、現行の接続機能と異なる形態での利用要望をいただいた場合には、要望事業者と協議し、技術的・経済的に可能であることを前提に、必要な検討を進めていく考えですが、今般の省令改正案は、以下の点で問題があるものと考えます。

・接続機能の中には、一の設備において複数の機能が実現されるものや、一の機能が複数の設備の組み合わせによって実現されるものがあり、当該機能を単体設備ごとに分解したとしても、それらは単独では機能せず、事業者に貸し出すことはできません。したがって、今回の省令改正案を受けて、例えば、収容ルータに対応する『端末系ルータ交換機能』、中継ルータ等に対応する『一般中継系ルータ交換伝送機能』を設けたからといって、新たな接続が技術的に可能となるものではありません。」(NTT 西日本, NTT 東日本)

接続料の設定方法について(「特定エッジルータ」について)

「・既に接続約款に規定している網改造料の機能に係る装置(IPoE接続のゲートウェイルータ等)のように、実際に利用する事業者の個別要望に基づき、当該事業者が要望する場所に新たに装置を設置等するものについては、それぞれの装置の費用を実際に利用する事業者に個別負担いただく必要があると考えます。

・そのため、当該装置については、別に告示で定めることにより、今般の省令案に定めるエッジルータ交換機能の対象設備である特定エッジルータから除外いただく必要があると考えます。」 (NTT 西日本、NTT 東日本)

接続料の設定方法について(価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法について)

現されている機能 があることについては、公正で妥当な配賦をどうするかの問題であり、今の「機能」の分類でも生じる問題ですから、まず設備を基準に接続原価を算定することは、制度上も配賦の公正性、透明性がより高まると考えます。

そもそもエンドユーザのほとんどはインターネットに接続するために NGN サービスを申し込むのですから、インターネットに接続するための機能は基本機能の中でも特に基本的な機能といえます。インターネット接続を提供する ISP が接続するために必要な機能は、第一種指定電気通信設備の接続機能として接続料を算定する必要があると考えます。

各接続事業者の意見にある通り、改正内容に賛同 します. 接続料の水準の妥当性を外形的な基準で

検証しやすくなることは望ましいと考えます.

「接続料水準に関しましては、適正性を確保する必要があると考えておりますので、接続料水準の設定に関する規定について賛同いたします。また、総務省におかれましては、NTT東日本及びNTT西日本において価格圧搾の恐れがある場合、接続料水準を下げる等の対応をして頂き規定の趣旨が徹底されるよう、注視していただく必要があると考えます。」(CTC)

「価格圧搾による不当競争を回避するための接続料□準の設定□法につきましては、今回の改正案に加え、接続料の□準を最も低いものとなるように設定する□法を、□次報告書にご記載頂いている通り、「接続料と利□者料□との関係の検証(スタックテスト)の運□に関するガイドライン」に例□する等、指針を明記しておくことが重要と考えます。」(ソフトバンク)

「接続料と利□者料□との関係の検証について、 第□次報告書を踏まえ、次の3点が盛り込まれた 改定であるため、賛同いたします。」(KDDI)

「・省令案において、価格圧搾のおそれがある場合の対処として、自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制するような措置を採ることができるとされていますが、そうした措置では適正な設備コストの確保ができず、投資インセンティブも削がれることになるため、当社としては、そのような措置を選択することは考えておりません。

・なお、利用者料金と接続料との比較において、 価格圧搾のおそれがあって不当な競争を引き起 こすものであるという判断には、明確な根拠が 示されることが必要であると考えます。」(NTT 西 日本、NTT 東日本)

接続約款記載事項の拡充について(県間伝送路について)

「将来的に電話網の PSTN 網から IP 網への移行において利用される可能性がある機能であるため、接続約款記載事項を拡充することについて、賛同いたします。」(CTC)

「指定設備と□体的に利□されるものである県間通信□設備との接続について、その□続に関する事項を約款記載事項とするとともに、指定設備

第一種指定電気通信設備を利用するために非指 定設備を使わなければならない状況は本来望ま しくなく、指定設備との接続に必要不可欠な設備 についても当然指定設備と同様の規律が必要と 考えますが、手続きだけでも約款記載事項とされ ることは円滑な接続のためには前進であり、改正 内容に賛同する各社意見に賛同します.

NTT 東西からは、多くの事業者が自由に県間伝送

に関する記載事項と□体的に記載すべき、とする 改正内容に賛同します。」(ソフトバンク)

「本改正案は、『地域の NGN との接続において不可避的に経由せざるを得ない NGN の県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第□種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であることは明□であり、県間中継ルータ及び県間伝送路との接続について、その□続に関する事項を第□種指定電気通信設備接続約款記載において統□的に記載するべき』との□次報告書を踏まえた改正であり、本改正によって、県間通信設備との接続に関する□続が明確化され、県間通信設備との円滑な接続が確保されるものであることから、賛同いたします。」(KDDI)

「県間通信用設備は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネスベースで自由に調達を行っていること、現に当社も殆どの県間通信用設備を他事業者から調達していること等を踏まえると、当社としては、県間通信用設備に不可欠性がないことは明らかであると考えており、今般の省令・告示改正案において、県間通信用設備を第一種指定電気通信設備としないとされていることは適切と考えます。」(NTT 西日本、NTT 東日本)

接続約款記載事項の拡充について (エッジルータ 増設にあたっての基本的な事項について)

「改正内容に賛同します。なお、本年 10 □ 27 □ に開催された『接続料の算定に関する研究会』第 8 回において、NTT 東□殿より網終端装置の接続メニューを提供する旨公表されましたが、メニュー設定に当たって事前に接続事業者に広く意□を聞く等は□われていません。接続事業者の要望に応えるためのメニューの設定を□うのであれば、本来、接続事業者の要望を踏まえて検討を□うべきと考えます。また、NTT 東□殿は当該接続メニューの提案で本件の対応を完了とせず、接続事業者から新たな要望があれば真摯に協議を□うべきと考えます。」(ソフトバンク)

「網終端装置の輻輳は、お客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えるものであり、網終

路を調達しており代替性があるとの理由で、NGN 接続用の県間伝送路に不可欠性がないとの意見 を提出されましたが、県間伝送の部分を切り離し て複数の選択肢の中から ISP が選べる状況ではな く、そもそも指定設備の単独利用ができない条件 下では、およそ妥当ではありません。

各接続事業者の意見にもある通り、改正内容に賛同します.

ソフトバンク提出の意見にある、メニュー設定に 当たって事前に接続事業者の意見をもっと聞く べき、との意見に替同します。

網終端装置の増設基準については、エンドユーザ の通信品質に大きな影響がありながらこれまで ほとんど公になることがなく、今回公の場で議論 されたことは非常に有意義です.

NTT 東西の意見において、「ISP 側の全額負担を前提に自由に網終端装置を増設できるメニューを追加した」という報告がありました。 ISP の選択肢が増えること自体は一定の評価をしますが、そもそも網終端装置増設の問題は利用者のトラヒ

端装置の増設基準等が不当に差別的に適口されると、ISP 事業者間の公平な競争環境を歪めることになることから、公正な競争環境を確保すべく、網終端装置の増設に係る基準口は条件がある場合における当該基準口は条件に関する基本的な事項を接続約款記載事項とするとした本改正案に賛同いたします。」(KDDI)

「・当社は、網終端装置の接続メニューについて、 大容量化や増設基準のセッション数の柔軟化等、 メニューの多様化を図ってきたところですが、平成29年10月30日に接続事業者に周知したとおり、接続事業者の要望を踏まえ、今般、増設に係る費用を接続事業者に個別に負担いただくことで、接続事業者が網終端装置を自由に増設できる接続メニューを設定することとしました。

・以上のとおり、当社として、これまでも情報開示内容を充実してきたこと、今後、自由に増設できる接続メニューを設定することを踏まえれば、改めて接続約款に網終端装置の増設に係る基準を規定しなくても足りると考えます。しかしながら、接続約款に記載が必要ということであれば、当該基本的な事項を規定する考えです。」(NTT 西日本、NTT 東日本)

ックに対して網終端装置の台数が足りていない ことが問題です.

ISPへの接続の機能は NGN の基本的な機能と位置付けられ、網終端装置の増設もインタフェース部分を除いて NTT 東西の責任 (フレッツのユーザ料金) で行うこととされてきました. 各 ISP の低廉なユーザ料金設定も、この責任分担を前提に行われてきたと理解しています. それにもかかわらず、突如方針の転換が行われたような状況に困惑しております.

NTT 東西はエンドユーザに対して「最大 1Gbps」を盛大に宣伝して販売する一方で、ISP との接続点は利用者のトラヒックがどれだけ増え、利用者やISP の苦情が続いても 1Gbps を約2千人~1万人で共用させる状態を続けてきたこと、加えてこのことを利用者に積極的に公開せず、事業者限りの資料に記載してきたことの妥当性こそ、きちんと検証される必要があります。

ほとんどの ISP で網終端装置が輻輳する状況でまず行うべきことは、通常のメニューでも利用者が困らないように増設基準そのものをトラヒック見合いで緩和することであって、全額負担メニューはそのうえでさらなる品質の向上(プレミアムコースの設定による差別化など)を図りたい事業者向けの、あくまでもオプションであるべきです。

※文中の各社名については、敬称略としています。

再 意 見 書

平成 29 年 11 月 15 日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 あて

郵便番号 101-0047 住所 東京都千代田区内神田 3-6-2 アーバンネット神田ビル 10 階 氏名 インターネットマルチフィード株式会社 代表取締役副社長 外山 勝保

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所

【エッジルータ交換機能】

既に接続約款に規定している網改造料の機能に係る装置(IPoE接続のゲートウェイルータ等)のように、実際に利用する事業者の個別要望に基づき、当該事業者が要望する場所に新たに装置を設置等するものについては、それぞれの装置の費用を実際に利用する事業者に個別負担いただく必要があると考えます。

そのため、当該装置については、別に告示で定めることにより、今般の省令案に定めるエッジルータ交換機能の対象設備である特定エッジルータから除外いただく必要があると考えます。

(NTT 東日本・西日本)

御意見

NTT 東西の「IPoE 接続のゲートウェイルータ等のように、実際に利用する接続事業者の個別要望に基づき、当該接続事業者が要望する場所に新たに装置を設置等するものについては、別に告示で定めることにより、今般の省令案に定めるエッジルータ交換機能の対象設備である特定エッジルータから除外するべき」という意見について、賛同いたします。

既存の「網終端装置(PPPoE 接続)」のコストについては、接続用インタフェース部分のみ接続事業者が網改造料として負担し、他の部分を NTT 東西が負担していることにより、NTT 東西が増設基準を決め増設有無を判断しています。一方「ゲートウェイルータ(IPoE 接続)」のコストについては、すべて接続事業者が網改造料として負担し、かつ接続事業者の判断で増設が可能です。この 2 つの方式においては、接続設備に関するコスト負担の考え方が全く異なります。

もしこれら 2 つの接続設備を同じ「特定 エッジルータ」に分類することにより、こ れら接続設備に関するコスト負担の考え方 が変更され、NTT 東西が「ゲートウェイルー タ (IPoE 接続)」の増設有無を判断すること になるのであれば、接続事業者はトラフィ ック増に柔軟に対応した自由な増設ができ ず、かえってトラフィック輻輳などの品質 低下を招き、利用者の不利益につながりま す。

また同様に、IPoE 接続のゲートウェイルータに小容量の接続用ポートを新たに設けることについても、設備効率を悪化させIPoE 接続事業者が負担するコストを増加させることになるため、利用者の不利益につながらないように考慮するべきです。

再意見書

西 企 営 第 115 号 平成29年11月15日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511

(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう 住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

(ふりがな) にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

氏 名 西日本電信電話株式会社

むらお かずとし

代表取締役社長 村尾 和俊

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

区分
NGN関係機能の 見直し(機能の新 設・廃止)(改正接 続料規則第4条の 表)

他事業者意見

設備ごとの網機能の単位コストを明確にすることによりNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が確保されると考えるため、改正案に賛同します。

今後、改正内容に基づき、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。)がNGN接続料の申請を行うことになりますが、その際は、特定の利用形態に不当に費用が寄せられることがないよう、費用の発生態様に合わせたコストドライバが設定されるべきと考えます。

また、本改正のように接続料の設定単位が変更になる場合、接続事業者の精算に影響が出ないような措置を講じることが適当と考えます。例えば、現在 1 回+1 秒ごとで設定されている IGS 接続機能相当の機能の接続料設定単位が、仮に本改正に伴い変更になる場合、NTT 東西殿の接続料申請の際に、併せて回数単位+秒単位の接続料を提示する等により、ひかり電話への接続の精算に影響が出ないようにすることが適切と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

本改正案は、「接続料の単位となる『機能』を概ね設備ごとに設定し、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保する」という「接続料の算定に関する研究会第一次報告書」(以下、「第一次報告書」という。)の考え方を踏まえた改正であることから、本改正案に賛同いたします。

なお、旧 IGS 接続機能に係る接続料(本改正案における「端末ルータ交換機能」「音声パケット変換機能」「一般中継系ルータ交換伝送機能」「SIPサーバ機能」及び「優先パケット識別機能」)については、現在、NTT東・西と接続事業者間において、接続料の精算を「通信回数」及び「通信時間(秒)」を単位として精算しています。各接続事業者の事業者間精算システムは、「通信回数」及び「通信時間(秒)」での精算を前提とした機能しかないため、当該

当社意見

・「設備ごとの網機能の単位コストを明確にすることによりNGNの 同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が 確保されると考えるため、改正案に賛同」

(ソフトバンク殿)

「「接続料の単位となる『機能』を概ね設備ごとに設定し、異なる 事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの 同等性・透明性を確保する」という「接続料の算定に関する研究 会第一次報告書」(以下、「第一次報告書」という。)の考え方を踏 まえた改正であることから、本改正案に賛同」

(KDDI殿)

と総論では替同のご意見が示されている一方で、

「接続料の設定単位が変更になる場合、接続事業者の精算に影響が出ないような措置を講じることが適当」

(ソフトバンク殿)

「各接続事業者の事業者間精算システムは、「通信回数」及び「通信時間(秒)」での精算を前提とした機能しかないため、当該機能における接続料設定単位については留意が必要」

(KDDI殿)

とのご意見が示されています。

当該ご意見のとおり、今般の省令改正案に定める機能ごとに接続料設定単位を統一した場合には、現行の接続料設定単位を変更しなければならない機能が生じることとなり、当社及び接続事業者において事業者間精算システムの開発等を伴うことになります。

したがって、今般の省令改正案に定める機能は、それ単独では事業者が利用できない形態であり、複数の設備を組み合わせた現行の接続機能と同一の形態でのみ利用できるものであるという観点、また、事業者間精算システムの開発等といった事態が生じないようにするためには、現在の接続機能と同一の料金設定単位を維持する必要があるという観点から、当該接続機能については、現行の省令に定められている接続機能と同一の形態・料金設定単

	当社意見				
機能における接続料設定単位については留意が必要です。 例えば、当該機能の接続料設定単位については、データ利等の	位になるよう組み合わせて適用される必要がある旨を今般の省令 改正にあたって規定いただくことが適当であると考えます。				
	改正にあたって規定いただくことが適当であると考えます。 そもそも、今般の省令改正案の目的は、接続料の単位となる「機能」を概ね設備ごとに設定することで、同じ設備を同じように利用した場合の単位コストを明確にし、同等性を確保することとされていますが、現行のNGNの網使用料算定根拠において、「(別紙2)機能別原価の算定に用いたポート実績トラヒック比」に機能ごとのポート実績トラヒック比が記載されていること、「IX.料金設定に用いた設備数及びトラヒック」に優先転送サービスのトラヒックが記載されていること、「II.原価の算定及び料金の設定」の「1.設備別原価の算定」に設備ごとの原価が記載されていることから、それらを基に算定すれば、今般の省令改正を行うまでもなく、接続事業者が設備ごとの単位コストを把握し、同等性を検証することは現に可能になっていると考えます。(別紙参照)仮に、このまま今般の省令改正案に定める単体設備ごとに分解した機能の接続料の設定単位(パケット単位等)が、実際に適用される現行の接続機能と同様の形態での接続料の設定単位(秒単位等)と異なった場合には、接続事業者は省令改正案に定める機能の接続料を基に自らが実際に負担する金額を見積もれないこととなることから、予見性の向上にも繋がらないばかりか、却つて分かりづらくなるもの				
	と考えます。				

区分	他事業者意見	当社意見
価格圧搾による不 当競争を回避する ための接続料水準 の設定方法につい て規定(改正接続 料規則第 14 条の 2)	接続料水準に関しましては、適正性を確保する必要があると考えておりますので、接続料水準の設定に関する規定について賛同いたします。また、総務省におかれましては、NTT東日本及びNTT西日本において価格圧搾の恐れがある場合、接続料水準を下げる等の対応をして頂き規定の趣旨が徹底されるよう、注視していただく必要があると考えます。 【中部テレコミュニケーション株式会社】	・中部テレコミュニケーションズ殿のご意見について、当社としては、利用者料金と接続料との比較において、価格圧搾のおそれがあって不当な競争を引き起こすものであると判断される場合には、不当性等に関する明確な根拠が行政より示される必要があると考えます。また、当社としては、価格圧搾のおそれがあって不当な競争を引き起こすものであるか否かについては、当社の利用者料金と接続料との比較だけで検証・判断できるものではなく、検証対象となるサービスについて事業者間で実質的な競争が行われているか、他事業者サービスの提供状況や利用者料金等を踏まえても不当と言い得るかといった観点から検証いただく必要があると考えます。
	価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法につきましては、今回の改正案に加え、接続料の水準を最も低いものとなるように設定する方法を、一次報告書にご記載頂いている通り、「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」に例示する等、指針を明記しておくことが重要と考えます。 また、今回の改正案には、「(第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く)」という記載がありますが、価格圧搾による不当競争を回避することが目的であることを踏まえれば、第三条ただし書の規定については限定的・例外的に運用することが基本であると考えます。具体的には、接続料の水準を最も低いものとなるように設定した上でも、接続料や利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものとならざるをえない場合等に、第三条ただし書の規定を厳格に限定して頂くようお願いします。【ソフトバンク株式会社】	・ソフトバンク殿の「接続料の水準を最も低いものとなるように設定した上でも、接続料や利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものとならざるをえない場合等に、第三条ただし書の規定を厳格に限定して頂くようお願いします」とのご意見について、当社としては、接続料や利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものとなる場合の対処として、接続料の水準を最も低いものとなるよう設定することを義務付けることは、接続機能の提供に伴って必要となる最低限の投資コストが回収できないまま接続機能の提供を強いることに等しく、採り得ないと考えます。

区分	他事業者意見	当社意見
区分	他事業者意見 接続料と利用者料金との関係の検証について、第一次報告書を踏まえ、次の3点が盛り込まれた改定であるため、賛同いたします。 (1) 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。 (2) 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。 (3) 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。 特に(2) 「県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定」は、NTT東・西が、PSTNマイグレーション後のメタル IP 電話において県間通話も含めて提供することを表明しており、仮に活用業務を用いて当該通話を提供する場合でも、当該措置が講じられることで、NTT東・西が設定する利用者料金の水準と接続料水準が適正であるかの検証が行われ、競争事業者にとっての公正競争条件が確保されるものと考えます。 【KDDI株式会社】	当社意見 ・KDDI殿の「NTT東・西が、PSTNマイグレーション後のメタルIP電話において県間通話も含めて提供することを表明しており、仮に活用業務を用いて当該通話を提供する場合でも、当該措置が講じられることで、NTT東・西が設定する利用者料金の水準と接続料水準が適正であるかの検証が行われ、競争事業者にとっての公正競争条件が確保されるもの」とのご意見について、当社としては、PSTNからIP網への移行後は、各社のIP網は原則二社間の直接接続となり、お互いに対等・対称な関係でネットワークを繋ぎ合うこととなるため、公正競争条件の確保が必要になるのは、当社だけでなく接続事業者においても同じと考えます。
	条件が確保されるものと考えます。	

区分
県間通信用設備と の接続 (特定接続)
に関する手続(改
正施行規則第23条 の4第2項第1号
<i>σ</i> 2)

他事業者意見

指定設備と一体的に利用されるものである県間通信用設備との 接続について、その手続に関する事項を約款記載事項とするとと もに、指定設備に関する記載事項と一体的に記載すべき、とする 改正内容に賛同します。

なお、昨年アンバンドルされた優先転送機能を利用するため、 弊社では NTT 東西殿とNGN の県間伝送路に係る協議を重ねて いますが、NTT 東西殿から県間伝送路接続料の提示があった本年5 月以来、5 か月以上経った現時点においても合意に至っていません。

当該協議の難航は、NTT 東西殿から提示のあった県間伝送路接 続料と弊社の考える適正な県間伝送路接続料(弊社がNGN 県間 伝送路を構築した場合のコストを試算し算定)との間に大きな開 きがあることが要因です。NTT 東西殿が現在提示している情報で は、これ以上の検証は限界と考えており、総務省殿がNGN 県間 伝送路接続料の検証を行い、透明性・適正性を確保することが必 要と考えます。

また、マイグレーション後は、ひかり電話と接続するに当たり、 NGN の県間伝送路を不可避的に利用することになり、多くの接続事業者が弊社同様の問題意識を有し、協議を行うことが想定されます。しかしながら、交渉にリソースを割くことができない場合や県間のネットワーク構築のノウハウが十分にない場合、検証を行うことすら困難なため、その観点からも、県間伝送路のコスト算定透明化・適正化は必須と考えます。

【ソフトバンク株式会社】

当社意見

- ・ソフトバンク殿の「優先転送機能を利用するための県間伝送路の 接続料に係る協議」に関するご意見について、当社は、2012 年 7 月に策定・公表された「事業者間協議の円滑化に関するガイドラ イン」を踏まえ、県間伝送路接続料を提示した後、ソフトバンク 殿の求めに応じて、「県間伝送路接続料に係る算定の考え方」をお 伝えするだけでなく、数回に亘る協議等において、当社の経営に 係る情報を含めて、ソフトバンク殿にお伝えしてまいりました。 こうした情報を用いて、ソフトバンク殿が「ソフトバンク殿自身 が考える適正な県間伝送路接続料」の算定方法の精緻化を進めら れたことによって、「当社の考える適正な県間伝送路接続料」と「ソ フトバンク殿自身の考える適正な県間伝送路接続料」との間の「大 きな開き」については大幅に縮まったということを当該協議にお いて確認しております。両者の間の「開き」を更に縮めるために、 当社からソフトバンク殿に対し、「ソフトバンク殿自身の考える適正 な県間伝送路接続料」の算定方法についてお示しいただくようお願い しているところですが、これまでのところソフトバンク殿より具体的 な情報をいただけていない状況です。こうした経緯がある中、今回、 ソフトバンク殿より、「これ以上の検証は限界」と一方的に指摘されて おりますが、当社としてはそのような状況には至っていないと考えま す。以上のような対応経緯ではありますが、当社としては、ソフト バンク殿との協議の中で、双方の理解が深まるよう、今後も前向 きに取り組んでいく考えです。
- ・一方、当社の利用者がソフトバンク殿の利用者と通信を行うためには 当社のネットワークとソフトバンク殿のネットワークとの接続が必要不 可欠であるところ、ソフトバンク殿が設定する固定電話接続料の協議 においては、当社からの再三に亘る接続料算定根拠等に係る開示の 求めに対し、経営情報であることを理由として具体的な情報開示には 応じていただけておりません。その結果、当社とソフトバンク殿との間 では、ソフトバンク殿が設定する固定電話接続料の水準について8年 間も合意できない状況が継続しており、当社とソフトバンク殿の接続

区分	他事業者意見	当社意見
		料水準との格差が年々拡大しているところです。
		料水準との格差が年々拡大しているところです。 当社の県間接続料とソフトバンク殿の固定電話接続料は、非指定 電気通信設備に係る接続料という点において、お互いに同じ立場 にあることから、「事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情 報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生 じないよう留意することが適当」という「事業者間協議の円滑化 に関するガイドライン」を踏まえ、ソフトバンク殿の固定電話接 続料に係る情報についても、当社がソフトバンク殿にお示しして いる当社の県間接続料に係る情報と同等のものは提供していただ きたいと考えます。 当社としては、ガイドラインに従い、少なくとも協議事業者と同 等の情報提供を行っていく考えです。

区分	他事業者意見	当社意見
エッジルータの増 設に当たっての基 本的な事項(改正 施行規則第23条の 4第2項第1号の 3)	改正内容に賛同します。 なお、本年 10 月 27 日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第 8 回において、NTT 東西殿より網終端装置の接続メニューを提供する旨公表されましたが、メニュー設定に当たって事前に接続事業者に広く意見を聞く等は行われていません。接続事業者の要望に応えるためのメニューの設定を行うのであれば、本来、接続事業者の要望を踏まえて検討を行うべきと考えます。また、NTT 東西殿は当該接続メニューの提案で本件の対応を完了とせず、接続事業者から新たな要望があれば真摯に協議を行うべきと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	・ソフトバンク殿の「接続事業者の要望に応えるためのメニューの設定を行うのであれば、本来、接続事業者の要望を踏まえて検討を行うべき」とのご意見について、当社は、個別の事業者協議だけでなく、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会殿とも協議する中で、事業者から寄せられたご要望等を踏まえ、今般「網終端装置を自由に増設できる接続メニュー」を提供することとしたものです。当該接続メニューについては、ソフトバンク殿がオブザーバーとして出席されていた「接続料の算定に関する研究会」でも議論されたところであり、さらに、平成29年10月24日、当社からソフトバンク殿に対し、当該メニューを提供する旨を個別説明させていただいたところです。なお、当社としては、当該メニュー以外に具体的なご要望をいただければ、今後協議させていただく考えです。
	網終端装置の輻輳は、お客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えるものであり、網終端装置の増設基準等が不当に差別的に適用されると、ISP事業者間の公平な競争環境を歪めることになることから、公正な競争環境を確保すべく、網終端装置の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項を接続約款記載事項とするとした本改正案に賛同いたします。 【KDDI株式会社】	・KDDI殿の「網終端装置の増設基準等が不当に差別的に適用されると、ISP事業者間の公平な競争環境を歪めることになる」とのご意見について、当社は、これまでも網終端装置の増設基準等に係る情報開示内容を充実し、全事業者に対し公平な取り扱いを行ってきたところであり、「公平な競争環境を歪める」事態にはなっていないものと考えますが、今般の省令改正を踏まえ、「網終端装置の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項」を第一種指定電気通信設備接続約款に規定する考えです。

【別紙】平成29年度NGN網使用料算定根拠(西日本)に基づく設備ごとの単位コストの算出方法

(1) 「(別紙2)機能別原価の算定に用いたポート実績トラヒック比」より優先パケットルーティング伝送機能のポート実績トラヒック比を把握

2. 算定結果 上記の換算後ポート実績トラヒックを機能ごとに集計し、ポート実績トラヒック比を算定 機能別接続料原価は、対応するNGNの設備別原価(Iの1の(1) 収容ルータの⑤、中継ルータの⑥、伝送路(メークファイバ以外)の⑥、伝送路(ダークファイバ)の⑥)にポート実績トラヒック比を乗じて算定

	7	ポート実績トラヒック比		接紉	料原価(単位:百万円	円)	
区分	(1) 中継ルータ及び 伝送路(ダーク ファイパ以外)	(2) _{※1} 収容ルータ (高速制御部の 一部以外)	(3) 伝送路 (ダークファイバ)	(1) 中継ルータ及び 伝送路(ダーク ファイパ以外)	(2) _{※1} 収容ルータ (高速制御部の 一部以外)	(3) 伝送路 (ダークファイバ)	対応するエッジ設備
a.一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能 (収容局接続機能)	91.40%	100.00%	98.69%	20,093	13,288		①網終端装置(ISP)、②網終端装置(VPN)、③GWルータ(IPoE接続・ベストエフォート通信)、④SNI収容ルータ(ベストエフォート通信)
b.一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能 (中継局接続機能)	0.06%	0.00%	0.01%	13	0		⑦GWルータ(ひかり電話以外の高優先通信)、⑧GWルータ(ひかり電話・標準音質/高音質等)
c関門交換機接続ルーティング伝送機能 (IGS接続機能)	5.87%	0.00%	0.95%	1,291	0	8	③メディアゲートウェイ
d.一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能	0.57%	0.00%	0.01%	125	0	0	③GWルータ(IPoE接続・優先通信)
e.上記以外※3 (接続料原価から控除)	2.10%	0.00%	0.34%	462	0	3	⑤SNI収容ルータ(地デジIP再送信)、⑥SNI収容ルータ(高優先通信)及び⑪収容ルータ(当社のひかり電話ユーザ間等の通信相当に係るもの・最優先通信/高優先通信)(※2)
f. 合計	100.00%	100.00%	100.00%	21,983	13,288	813	

^{※1} フレッツ光の加入を前提としない当社ひかり電話ユーザのトラヒック見合いを各機能へ分計

(2) 「IX. 料金設定に用いた設備数及びトラヒック」より優先転送サービスのトラヒックを把握

5. 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を用いた優先転送サービスの通信量

	(単位・Mbit

区分	H27年度 (実績)	H28年度	H29年度	備考
優先転送サービス	0	1,540,848,960	3,319,675,384	要望事業者等の需要を踏まえ、月稼動を加味して算定

^{※2} ⑩収容ルータ(当社のひかり電話ユーザ間等の通信相当に係るもの)は、メディアゲートウェイ及びGWルータ経由呼と当社のひかり電話ユーザ間の通信との通信時間比等を基に算定

^{※3} 第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担

(3) ①優先パケットルーティング伝送機能のトラヒック比(伝送路)と②優先転送サービスのトラヒックから全機能のトラヒックが推計可能(下表太枠内)

区分	ポート実績トラヒック比
<u></u> Δη	(3)伝送路(ダークファイバ)
a.一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能(収容局接続機能)	98.69%
b.一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能(中継局接続機能)	0.01%
c.関門交換機接続ルーティング伝送機能(IGS接続機能)	0.95%
d.一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能	0.01%
e.上記以外 ^{※1} (接続料原価から控除)	0.34%
f.合計	100.00%

 , , 5 ===============================	
トラヒック(Mbit)	
32,761,876,364,696	
3,319,675,384	
315,369,161,480	
3,319,675,384	
112,868,963,056	
33,196,753,840,000	_

(4) 「Ⅱ. 原価の算定及び料金の設定」より設備別原価を把握

1. 設備別原価の算定

(1)NGN

														<u>単位:百万円)</u>
区分	収容ルータ	中継ルータ	SIPサーバ	ゲートウェイ ルータ	メディア ゲートウェイ	収容ルータ (SNI等)	収容ルータ		網終端装置(VPN)	網終端装置	伝送路	#_b¬~/.\$		合計
				10 5	7 1-71	(ONI 47)	収容ルータ (IP電話)	左記以外	(((((((((((((((((((((1517)		ダークファイバ 以外	ダークファイバ	
①設備管理運営費	12,906	14,813	5,582	67	1,532	436	103	332	2,733	16,465	6,004	5,375	629	60,537
②他人資本費用	75	92	33	0	8	3	1	2	18	100	92	74	17	421
③自己資本費用	515	626	224	2	54	21	7	13	126	680	625	508	116	2,871
④利益対応税	225	273	98	1	24	9	3	6	55	297	273	222	51	1,253
⑤合計	13,721	15,804	5,937	70	1,618	469	114	353	2,932	17,542	6,994	6,179	813	65,082

•

(5) ④の設備別原価を③の総トラヒックで除すことで、1Mbitあたり単価を推計。

※優先クラスごとにQoS換算係数の考慮が必要(最優先:1.20倍、高優先:1.16倍、優先:1.00倍)。

※エッジ設備は全ての機能のトラヒックが疎通するとは限らない点に留意が必要。

^{※1} 第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担

平成 29 年 11 月 15 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

> 107-0052 東京都港区赤坂 3-21-16 SKI 赤坂ビル 5F 株式会社クロノス 代表取締役社長 今野仁史

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見書を提出します。

(2)接続料の設定方法に関する見直し①NGN 関係機能の見直し(機能の新設・廃止)(第一種指定電気通信設備接続料規則第4条の表)

(KDDI 殿)

本改正案は、「接続料の単位となる『機能』を概ね設備ごとに設定し、異なる事業者が NGN の同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保する」という「接続料の算定に関する研究会第一次報告書」(以下、「第一次報告書」という。)の考え方を踏まえた改正であることから、本改正案に賛同いたします。

(ソフトバンク殿)

設備ごとの網機能の単位コストを明確にすることにより NGN の同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が確保されると考えるため、改正案に賛同します。

(2)接続料の設定方法に関する見直し ②価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法について 規定(第一種指定電気通信設備接続料規則 第 14 条の2)

(KDDI 殿)

接続料と利用者料金との関係の検証について、第一時報告書を踏まえ、次の3点が盛り込まれた改定であるため、賛同いたします。

県間通信用設備との接続(特定接続)に関する手続(改正施行規則第23条の4第2項第1号の2) (KDDI殿)

本改正によって、県間通信設備との接続に関する手続が明確化され、県間通信設備との円滑な接続が確保されるものであることから、賛同いたします。

(ソフトバンク殿)

指定設備と一体的に利用されるものである県間通信 用設備との接続について、その手続に関する事項を 約款記載事項とするとともに、指定設備に関する記 載事項と一体的に記載すべき、とする改正内容に賛 同します。

(3)接続約款記載事項の見直し

②エッジルータの増設に当たっての基本的な事項 (電気通信事業法施行規則 第23条の4第2項第 1号の3) 各社意見に賛同します。

同一設備を利用した場合のコストに関して透明性が 確保され、結果的に同等性が担保されることは中小 事業者にとって重要と考えます。

KDDI 殿意見に賛同します。

総務省におかれては、価格圧搾が認められる場合、 接続料の引き下げ等について適切に実行していた だき、本規定が徹底されるように対応頂きたいと考 えます。

各社意見に賛同します。

NGNの県間通信設備については、現実的にNGN全体と一体で運用されていることから指定設備として、コストの低廉化や公平性・透明性を確保すべきであると考えます。

各社意見に賛同します。

これまで、特定の事業者にのみ提供されていたメニューが存在するなど、不公平な取り扱いがあったことを鑑みれば、これらの見直しを行うことは必要である

(KDDI 殿)

網終端装置の輻輳は、お客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えるものであり、網終端装置の増設基準等が不当に差別的に適用されると、ISP 事業者間の公平な競争環境を歪めることになることから、公正な競争環境を確保すべく、網終端装置の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項を接続約款記載事項とするとした本改正案に賛同いたします。

(ソフトバンク殿)

本年 10 月 27 日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第 8 回において、NTT 東西殿より網終端装置の接続メニューを提供する旨公表されましたが、メニュー設定に当たって事前に接続事業者に広く意見を聞く等は行われていません。接続事業者の要望に応えるためのメニューの設定を行うのであれば、本来、接続事業者の要望を踏まえて検討を行うべきと考えます。

と考えます。

また、接続事業者の要望を踏まえるべきであるとするソフトバンク殿の意見に賛同します。

NGN の基本的な機能であるインターネット接続に関連した設備は、本来 NTT 東西殿の責任で品質を含め担保すべきであると考えております。10月30日発表された D 型網終端装置(ISP が全額負担するタイプの網終端装置)のメニューではなく、JAIPA 殿より要望している NTE の増設基準見直しなどが実現するよう、制度面での対応を希望します。

再意見書

平成 29 年 11 月 15 日

総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金サービス課 御中

150-0031

東京都 渋谷区 桜丘町 3-24 カコー桜丘ビル6階 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会会長 会田 容弘

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見書を提出します。

(2)接続料の設 定方法に関する 見直し①NGN関 係機能の見直し (機能の新設・廃 電気通信設備接 続料規則第4条 の表)

(中部テレコミュニケーション株式会社(CTC)殿)

NGN との接続は電話事業を行う事業者にとって不可 欠であることか ら、今後もNGNとの接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透 明性や、接続の迅速性等を確保するための適切な規律を通じて、公 正競争の確保と利用者利便の向上を図っていく必要があると考えま 止) (第一種指定 │ す。この度の NGN 等の設備を指定するための規定を明確化すること 及び接続料の単位となる「機能」を、概ね設備ごとに設定することに賛 同いたします。

(KDDI 株式会社(KDDI) 殿)

本改正案は、「接続料の単位となる『機能』を概ね設備ごとに設定し、 異なる事業者が NGN の同じ設備を同じように利□た場合のコストの同 等性・透明性を確保する」という「接続料の算定に関する研究会第□次 報告書」(以下、「第二次報告書」という。)の考え口を踏まえた改正である ことから、本改正案に賛同いたします。

(ソフトバンク株式会社(SB 殿))

設備ごとの網機能の単位コストを明確にすることにより NGN の同じ 設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が確保される と考えるため、改正案に賛同します。

各社の意見に賛同します。設備ごとの網機能の単位コストを明確にするこ とにより NGN の同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透 明性が確保されることは、地域 ISP 等にとって非常に重要です。

	(NTT 東西殿)	公正で妥当な配賦をどうするかの問題であり、今の「機能」の分類でも生じ
	接続機能の中には、一の設備において複数の機能が実現されるもの	る問題です。まず設備を基準に接続原価を算定することは制度上も配賦
	や、一の機能が複数の設備の組み合わせによって実現されるものがあ	の公正性・透明性がより高まると考えます。
	り、当該機能を単体設備ごとに分解したとしても、それらは単独では機	
	能せず、事業者に貸し出すことはできません。	
(2)接続料の設	(CTC 殿)	各社意見に賛同いたします。総務省におかれましては、NTT 東西殿おい
定方法に関する	接続料水準に関しましては、適正性を確保する必要 があると考えて	て価格圧搾の恐れがある場合、接続料水準を下げる等の対応をして頂き
見直し ②価格	おりますので、接続料水準の設定に関 する規定について賛同いたし	規定の趣旨が徹底されるよう、注視していただく必要があると考えます。
圧搾による不当	ます。また、総務省におかれましては、NTT東日本及びNTT西日本	
競争を回避する	に おいて価格圧搾の恐れがある場合、接続料水準を 下げる等の対	
ための接続料水	応をして頂き規定の趣旨が徹底されるよう、注視していただく必要があ	
準の設定方法に	ると考えます。	
ついて 規定(第		
一種指定電気通	(KDDI 殿)	
信設備接続料規	接続料と利用者料金との関係の検証について、第一時報告書を踏ま	
則 第14条の	え、次 の3点が盛り込まれた改定であるため、賛同いたします。	
2)		
県間通信用設備	(KDDI 殿)	各社意見に賛同いたします。各社の協議で NTT 東西殿の料金を検証す
との接続(特定		ることは現実的に困難であることから、総務省殿が NGN 県間通信用設
接続)に関する		備の構成(調達区間と非調達区間)や入札状況(競争として機能している

手続(改正施C規 則第23条の4 第2項第1号の 2) 本改正によって、県間通信設備との接続に関する手続が明確化され、 県間通信設備との円滑な接続が確保されるものであることから、賛同 いたします。 か、入札者の数や落札価格の推移)等について検証を行い、適正性を確保することが必要と考えます。

(ソフトバンク殿)

指定設備と一体的に利用されるものである県間通信用設備との接続について、その手続に関する事項を約款記載事項とするとともに、 指定設備に関する記載事項と一体的に記載すべき、とする改正内容に賛同します。

(NTT 東西殿)

県間通信用設備は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネスベースで自由に調達を行っていること、現に当社も少なからず県間通信用設備を他事業者から調達していること等を踏まえると、当社としては、県間通信用設備に不可欠性がないことは明らかである

現在 NGN の県間通信用設備は NGN の県内網と一体的に構築されており、分離されておりません。そのため ISP 等の接続事業者が IPoE 接続の利用にあたり県間通信用設備の利用を避けて第一種指定設備である県内通信用設備部分のみを利用することはできません。県間通信用設備を使わずに NGN を利用することができないことから、NGN を構成する県間通信用設備も NGN の主要部分として不可欠性が存在することは明らかです。NTT 東西殿は県間通信用設備の市場調達性の有無をもって不可欠性がないと主張していますが、これは NGN ネットワークの不可欠性議論に対して一部の構成部分(回線等)の外部調達可能性のみを取りあげて判断しているもので、曲解した主張です。仮にこの主張にのっとれば、NGNを構成する IP ルータや SIP サーバ、伝送装置、光ファイバ、および PSTNを構成する交換機や伝送装置、メタルケーブルなど、市場で流通しているあらゆる構成物品は不可欠性が存在しないこととなり、通信サービスの公

正競争環境の議論として成立しないことから、NTT 東西殿の論拠は正当 なものではありません。 当協会がこれまで主張しているとおり、IPoE 単県 POI が整備されていな い状況、すなわち接続事業者が県間通信用設備を不可欠的に使用しな ければならない状況である限り、これら県間通信用設備については県内 通信用設備と同様に第一種指定通信設備として指定し、NGN を一体的 に規律することが必要です。 第一種指定電気 NGN はボトルネック設備である光アクセス回線や管路、ビル等と一体性を (NTT 東西殿) 通信設備の基準 NGNにボトルネック性があるとは認められないことから、ネットワークの もって構成されており、かつ IP 網としての NGN としても地域 ISP を含む他 等(施行規則 高度化を妨げたり、また、サービス創造等の新たな価値創造の芽を摘 競争事業者による代替性のあるネットワークが国内に存在しないこと等か 第23条の2) んだり、ビジネス変革による市場拡大に向けた取組みの妨げにならな ら、NGNにボトルネック性が存在することは明らかです。 いよう、NGNを第一種指定電気通信設備規制の対象から除外してい ただきたいと考えます。 - 他事業者は、ルータ・SIPサーバ等の局内装置を自ら設置し、自ら 敷設するアクセス回線、あるいは当社がオープン化して提供するダー クファイバ等を利用して、それぞれ独自のIP通信網を構築していること (3)接続約款記 一部 ISP 事業者のみに限定的に提供されていた、増設に係る費用を接続 (KDDI 殿) 載事項の見直し 網終端装置の輻輳は、お客様の体感速度やサービス品質に重要な影 事業者が全額負担することを前提とした、増設基準のない網終端装置の ②エッジルータ 響を与えるものであり、網終端装置の増設基準等が不当に差別的に 接続メニューを全接続事業者に対して提供する旨公表されました。 適用されると、ISP 事業者間の公平な競争環境を歪めることになること の増設に当たっ が、そもそもの前提条件などについての見直し、提供条件、その他事項に ての基本的な事 から、公正な競争環境を確保すべく、網終端装置の増設に係る基準 ついて当協会が従前より行っている要望について、NTT 東西殿において

はさらなる検討を要望致します。

項(電気通信事 | 又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事 |

業法施行規則 第23条の4第2 項第1号の3)

項を接続約款記載事項とするとした本改正案に賛同いたします。

(ソフトバンク殿)

において、NTT 東西殿より網終端装置の接続メニューを提供する旨公 表されましたが、メニュー設定に当たって事前に接続事業者に広く意 見を聞く等は行われていません。接続事業者の要望に応えるためのメ ニューの設定を行うのであれば、本来、接続事業者の要望を踏まえて 検討を行うべきと考えます。

(NTT 東西殿)

当社は、網終端装置の接続メニューについて、大容量化や増設基準 のセッション数の柔軟化等、メニューの多様化を図ってきたところです が、平成29年10月30日に接続事業者に周知したとおり、接続事業 者の要望を踏まえ、今般、増設に係る費用を接続事業者に個別に負 担いただくことで、接続事業者が網終端装置を自由に増設できる接続 メニューを設定することとしました。

また、ほとんどの ISP の網終端装置において輻輳していることが事実であ り、特定の ISP の問題ではないことから、当協会からは既存の網終端装置 の増設基準(基準セッション数)の引き下げ、あるいは基準そのものを「セ 本年10月27日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第8回 │ ッション」ではなく「トラヒック」に変更して頂くことを継続して強く要望致しま す。

> その他にも ISP/NTT 東西殿のコスト負担の在り方や、そもそもの根本的 な解決策についてはまだ課題が残っている状況であるので、今後とも継 続的に当協会の要望を反映されるように、継続的な要望のヒアリングと改 善を要望致します。

(3)接続約款記 | (KDDI 殿)

載事項の見直し

NTT 東西殿のコロケーションは、接続事業者が第一種指定電気通信 ③コロケーション | 設備と接続してサービスを展開する上で不可欠であり、コロケーション

KDDI 殿の意見に賛同します。

が困難な場合の が技術的な理由又は空間の制約により実現しない場合にはその代替 代替措置(いわ) 措置の確保が必要です。 ゆる「バーチャル │ 具体的には、接続事業者のサービス提供に利用する機器をNTT 東西 コロケーション」 | 殿において設置、管理等を行う手続・金額・条件を接続約款記載事項 とすることが必要であり、本改正案はそれを規定するものであることから 等)(電気诵信事 業法施行規則 賛同いたします。 第23条の4第2 項第2号チ) KDDI 殿の意見に賛同します。 (3)接続約款記 (KDDI 殿) 載事項の見直し NGNのネットワーク管理方針に関する事項について、第一次報告書に ④NGN のネット 記載された次の(1)、(2)、(3)の内容が盛り込まれており、これらを接続 ワーク管理方針 | 約款記載事項とすることによって公正な競争環境が確保されることが に関する事項 期待されることから、本改正案に賛同いたします。 (電気通信事業 (1) ネットワーク管理方針の透明性の確保 法施行規則 第一・インターネット接続サービスのようなオープンなサービスを含め、特 23条の4第2項 | 定のコンテンツ、アプリケーション、サービス等を伝送品質の面で優遇 第10号の2) することによる不当な差別的取扱いが行われることがないよう適切なネ

ットワーク管理方針を定め、これを公表する必要がある。

・ NTT 東西殿の利用部門と接続事業者の同等性の確保

利用者間、競合するコンテンツ・アプリケーション・サービス等の間で

(2) ネットワーク管理方針の公平性・適正性の確保

接続事業者間の同等性の確保

不当な差別的取扱いを行うものではないこと

- ・ 通信の秘密を遵守すること
- (3) 指定設備管理部門における情報管理
- ・指定設備設置事業者が他事業者に求める情報提供について、①

情報の範囲、②情報の提供を求める手続を接続約款記載事項とする

再 意 見 書

平成 29 年 11 月 15 日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課 あて

郵便番号 住所 氏名

電話番号

電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所

【エッジルータ交換機能】

既に接続約款に規定している網改造料の機能に係る装置(IPoE接続のゲートウェイルータ等)のように、実際に利用する事業者の個別要望に基づき、当該事業者が要望する場所に新たに装置を設置等するものについては、それぞれの装置の費用を実際に利用する事業者に個別負担いただく必要がある

と考えます。

そのため、当該装置については、別に告示で定めることにより、今般の省令案に定めるエッジルータ交換機能の対象設備である特定エッジルータから除外いただく必要があると考えます。

(NTT 東日本・西日本)

御意見

当方も、西日本電信電話株式会社及び東日本電信電話株式会社がエッジルータ交換機能について述べている様に、事業者が自らの要望によって設置を行わせる事になるIPoE接続のゲートウェイルータ等については、事業者にその負担を求めるのが合理的であると考える。